

足立区
基本構想
基本計画

「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」

将来像
4つの視点

ひと

暮らし

まち

行財政

現状と課題

区民の意識と活動

- ・緑に関する苦情（主に落ち葉）が多い
- ・個人で花植え活動等をやりたい区民は多い
- ・自主管理公園の数は増加傾向だが、構成員が高齢化し、若い世代の参加が進んでいない
- ・活動したい人の思いにかなった活動の場・機会がない
- ・事業は多様化しているが、各事業の繋がりや相乗効果が見られない

民有地（宅地、樹林地、農地）

- ・緑化完了書の提出割合が約5割で、緑化の実態が不明
- ・樹林地は所有者の負担（維持管理、税など）が大きく、8年間で約4haが消失
- ・農地は収益性、相続税負担等を背景に30年間で1/4に減少

公有地（公園、道路、河川・水路、公共施設）

- ・区全体で見ると公園面積はほぼ充足（公園率6.1%、4.7㎡/人）しているが、地域により配置に偏りがある
- ・施設の老朽化により、大規模改修が必要な公園の増加
- ・道路の緑は、安全面の確保と良好な景観形成の両立ができていない
- ・四方を河川に囲まれ、親水性のある緑道が多数存在
- ・公共施設は樹木を育成する場として重要な役割を担う

方向性

- ・緑ある環境や暮らしへの共感の醸成
- ・楽しく、気軽に活動に参加できる機会の創出
- ・経験によりステップアップできる仕組みや活動の場・交流の場づくり
- ・各事業の連携を促進

- ・まちの魅力となる、確実な緑化の推進
- ・樹林地の維持管理支援の推進
- ・樹林地・農地への、地域の理解や愛着心を育成
- ・法制度の活用、様々な主体との連携による樹林地・農地の保全および活用支援

- ・公園の適切な配置
- ・計画的で効率的な改修により、既存の公園を再生・活性化
- ・街路樹の実態を把握し、今後のあり方を方針化
- ・道路や親水緑道を「歩きたくなる道」として管理・活用
- ・既存の公共施設の緑を可能な限り保全し、適切に維持・活用

目指す
べき姿

水と緑を誇れるまち あだち ～識る・護る・活かす・繋ぐ～

識る：区内の水と緑のある場所や「緑の効果」を認識する / 護る：貴重な水と緑がある環境を、まもる / 活かす：水と緑のある場所をまちの魅力として活用する / 繋ぐ：水と緑が人を、地域を、繋ぐ

計画
目標

【計画目標1】

緑を育むために自ら行動し活動するひとを増やす

施策1 緑を育むひとを増やす

- (1) 緑と関わる入り口づくり
- (2) 『緑の効果』の普及啓発
- (3) 子どもと緑とのふれあいの推進

施策2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ

- (1) 緑を育む協創事業の展開
- (2) 「緑を育むひと」の活動を活発化させる仕組みづくり

ステップ4 自ら行動し活動を広げる

ステップ3 まちの緑豊かな景観形成に携わる

ステップ2 自ら緑を育み、緑に関する知識を高める

ステップ1 緑のある環境を好む

ステップ0 緑に興味・関心がない緑に対して否定的

緑を育むひとのステップ

ひとの活動拠点となる質の高い緑

【計画目標2】

魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

< I 骨格となる緑 >

施策 I-1 骨格となる水と緑の見える化

- (1) 【全域】水と緑の資源の見える化
- (2) 【道路】快適な歩行空間を形成する街路樹の育成
- (3) 【水辺】貴重な水辺空間の保全と活用

施策 I-2 区民が誇れる「歩きたくなる」まちづくりの推進

- (1) 花と緑と水の「さんぽ道（仮）」の普及
- (2) まちづくりと連携した水と緑の拠点づくり

< II 身近な緑 >

施策 II-1 民有地の緑の充実

- (1) 建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上
- (2) 小さな緑化の推進
- (3) 適切な維持管理の支援

施策 II-3 公園の魅力向上と持続可能な管理

- (1) 公園の利用向上に向けた仕組み作り
- (2) 目的に合わせて選べる公園の適切な配置
- (3) 計画的で効率的な公園改修
- (4) 公園を快適に利用するための維持管理の推進

施策 II-2 樹林地・農地の保全と活用

- (1) 大木・樹林を地域で守り育てる仕組みづくりの推進
- (2) 農地の保全・活用の推進

施策 II-4 公共施設の効果的な緑化と保全

- (1) 施設の特徴に合わせた効果的な緑化の推進
- (2) 貴重な大木の保全

施策の展開

推進体制

○推進体制

- ・緑に関わる活動の担い手となる様々な主体、専門家、区の関係部署等により構成する「（仮称）足立区緑の基本計画推進会議」を設置
- ・国、東京都など関係機関とも密に連携

○進行管理

- ・P D C Aサイクルに基き、年度ごとに施策・取組みの進捗状況や実績を確認
- ・計画期間の中間時点（令和5年度）に中間検証を行い、必要に応じて計画の見直しを実施

第三次足立区緑の基本計画

第三次足立区緑の基本計画

素案（作成中）

※事前送付時から修正した部分
は、赤字で示しています。

第三次足立区緑の基本計画 目次

序章 わたしたちの暮らしと緑[※]	1
1 緑の効果	1
2 持続可能な開発目標（SDGs）と緑	5
3 グリーンインフラとしての緑	6
第1章 計画の基本的事項	8
1 計画改定の背景	8
2 計画の目的と位置づけ	11
3 計画の対象と対象区域	12
4 計画期間	13
第2章 緑の現状と課題	14
1 区の概況	14
2 緑の量の変化と第二次計画の達成状況	17
3 緑の現状と課題	20
4 課題と方向性のまとめ	25
第3章 計画の目標と体系	27
1 計画の目指すべき姿	27
2 計画の体系	28
第4章 施策の展開	31
1 [計画目標1] 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす	31
2 [計画目標2] 魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進	40
第5章 推進体制及び進行管理	60
1 推進体制	60
2 進行管理	61
資料編	63
資料1 足立区緑の保護育成条例	63
資料2 計画策定の経過	63
資料3 用語解説	63

序章 わたしたちの暮らしと緑※

1 緑の効果

私たちの身近にある緑は、生き物が生育・生息するための場所を作ることによって、生物多様性に貢献するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、四季を通じて良好な景観を形成するなど、人が自然と共生し、心豊かに生活するための「環境・景観」を整える役割を果たしています。

しかし、緑の役割はこれだけに留まりません。樹木や空き地があることによる大規模火災発生時の延焼防止、緑地や農地が雨水を貯留し地下に浸透させることによる都市型水害の軽減など、私たちの安全な毎日を支える「防災・減災」の役割も忘れてはなりません。

また、公園や緑のある場所に人が集い、活動することで生まれるコミュニティの形成や賑わいの創出などを通じて、そこに暮らす人々や地域を活気づける「地域振興」の面からも、緑の果たす役割は非常に重要です。

単に環境や景観面が強調されがちな緑の効用の多面性をしっかりと啓発することで、緑とともに生きることがいかに豊かで魅力にあふれる毎日を私たちに与えてくれるのかを区民が広く理解し、積極的に緑を維持し、さらには創出していく活動にもかかわっていくよう促すことは、本計画の重要な目的の一つでもあります。

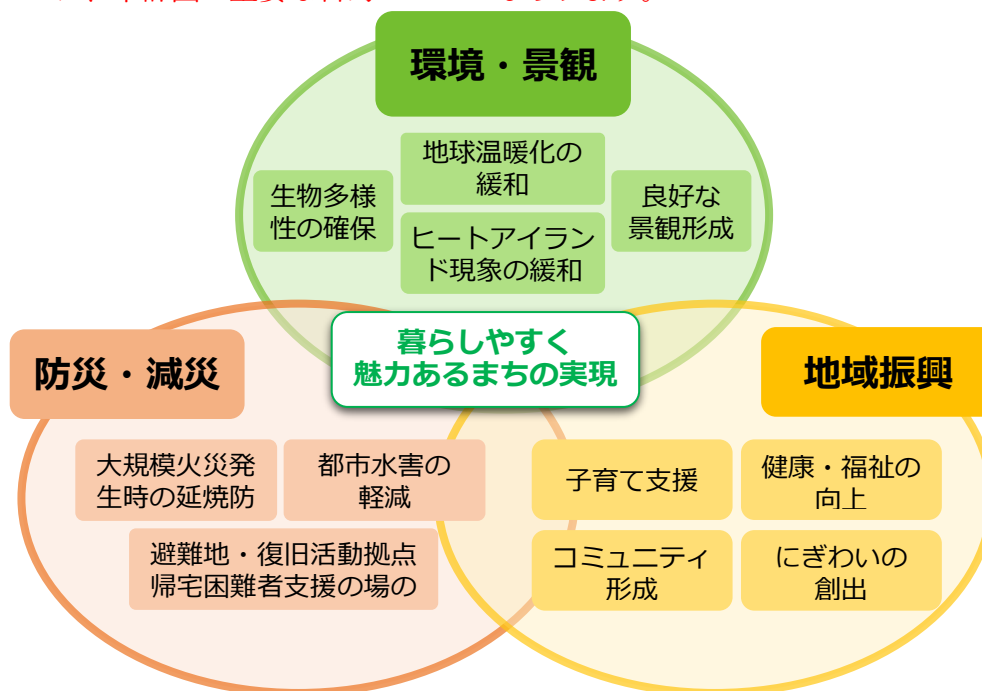


図 緑の効果

参考文献：「国総研資料No. 914 これからの都市緑地計画の展望」（平成28年6月 国土技術政策総合研究所）、「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月 国土交通省）等を参考に整理

※この計画で用いる「緑」とは…

足立区緑の保護育成条例では、「緑」を「樹木、樹林、草花等」と定義していますが、本計画では、植物に加え、草地、樹林地、農地、公園、街路樹、住宅地や事業所、公共施設の緑地など、植物と一体となって形成される空間を含んで定義します。

(1) 環境・景観

ア 生物多様性の保全

樹木や草、水辺のある環境は、様々な生物が生息、生育する場となります。

効果をイメージできる写真など

イ 地球温暖化の緩和

樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化対策（温室効果ガス吸収源対策）に貢献します。

効果をイメージできる写真など

ウ ヒートアイランド現象の緩和

樹木がつくる日影や、建物を覆う屋上緑化、壁面緑化は、日射によってコンクリートやアスファルトが熱をもつことを防ぎます。

また、まとまった緑地は島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成します。

効果をイメージできる写真など

エ 良好な景観形成

花や緑があることで、うるおいや安らぎの感じられる景観、四季の変化が感じられる景観がつくられます。

効果をイメージできる写真など

(2) 防災・減災

ア 大規模火災発生時の延焼防止

緑地や広場は、江戸時代から火除地の役割を担ってきました。関東大震災、阪神・淡路大震災においても、公園や緑地が延焼を阻止した例がいくつも確認されています。

効果をイメージできる写真など

イ 都市型水害の軽減

気候変動による影響の一つとして、豪雨の頻発が懸念されています。農地、公園などの緑地が有する雨水貯留、浸透機能は、雨水が短時間で河川に流れ込むことを防ぎ、水害の軽減に貢献します。

効果をイメージできる写真など

ウ 避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場の形成

公園内の広場や運動場などの広いスペースは、災害時の避難地、避難路や、帰宅困難者の収容空間として機能します。

また、被災時の後方支援拠点、被災後の被災地支援や復旧拠点としてとしても機能します。

効果をイメージできる写真など

(3) 地域振興

ア 健康・福祉の向上

公園は、ウォーキングやジョギング、体操など、健康の維持増進に資する運動の場を提供します。

また、近年では、花や野菜を育てることを通じたりハビリテーションや園芸療法などの効果も注目されています。

効果をイメージできる写真など

イ 子育て支援

公園や河川敷の運動場などの空間は、屋外での自然とのふれあいや、集団の中で身体を動かす遊びの場となります。

また、身近な場所で自然とふれあい、緑や生きもの大切さを学ぶ場としても、重要な役割を果たします。

効果をイメージできる写真など

ウ コミュニティ形成

公園や緑地で地域の人々が憩うこと、花植えや掃除などの管理に携わる活動をする事、祭りや地域行事の場として活用することで、人々が交流・連携する機会が広がり、コミュニティ形成につながっていきます。

効果をイメージできる写真など

エ にぎわいの創出

素敵な公園や並木道は、それ自体が地域資源、観光資源となり、多くの人をひきつけます。また、公園で開催するイベントに多くの人が集まることで、地域経済を活性化する効果もあります。

効果をイメージできる写真など

2 持続可能な開発目標（SDGs）と緑

気候変動をはじめとする地球規模の環境問題に関心が高まるなか、持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け、緑が果たす役割はますます大きくなっています。

その一つが、「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下、「SDGs」という。）への貢献です。SDGsは、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、途上国に限らず先進国を含む全ての国に適用される普遍的な目標です。

SDGsの17の目標を見ると、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標15 陸の豊かさを守ろう」「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」などの目標が、緑の保全・創出に向けた取組に、特に関わりの深いものになっています。SDGsの達成に向け、区民、事業者、団体、区等、多様な主体の協創により緑を守り育てていくことが必要です。



図 SDGsの17の目標（ゴール）

出典：国際連合広報センターWEB サイト

表 SDGsの17の目標のうち、緑の保全・創出に向けた取組に特に関わりの深い目標

目標11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 グリーンインフラとしての緑

緑が果たす役割として、近年注目されている概念の一つに「グリーンインフラ」(グリーンインフラストラクチャー)があります。

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です(「グリーンインフラ推進戦略(国土交通省 令和元年7月4日公表)」より)。

気候変動に伴う水害の危険性の増大といった課題、人口減少・高齢化に対応した持続可能な地域づくりなどの課題に対し、緑を含む自然環境が有する雨水の浸透、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、健康増進やレクリエーションの場の提供、といった多様な機能を引き出し、活かしていくことで地域課題の解決につなげていこうとするものです。

足立区は区全体が河川に囲まれた平坦な土地であり、豪雨などの際に都市型水害の発生が懸念され、その対策の一つとして、雨水を浸透・貯留できる緑地や農地の保全が考えられます。また、密集市街地化している地域には、過密化が主な要因であるヒートアイランド現象の緩和や、火災時の延焼防止のために、緑地やオープンスペースの確保が求められます。さらに、少子高齢化が進み、コミュニティが希薄化する中で、人々の交流を生む場として、公園をはじめとする緑を活用していくことも重要です。

このようにグリーンインフラの視点を持って、区民をはじめとする多様な主体が暮らしに根差した緑を育て、活かしていくことによって、安心して心地よく暮らせるまちづくりが実現します。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図 グリーンインフラの概念

出典：国土交通省資料

(参考) 樹木の効果を見える化する新しいツール「i-Tree」

緑には、生物多様性の保全、都市型水害の軽減、健康・福祉の向上など、様々な効果があります。しかし、その効果が具体的にどのくらいのものであるかを、誰でも理解できる形で見える化することは難しいとされてきました。

その中で、近年、「i-Tree」というツールが誕生しました。

i-Tree は、アメリカで開発された、樹木の効果を定量的に評価するコンピュータープログラムの総称です。一般的な土地利用と樹木の種類、本数、樹高、枝張りなどのデータをもとに、樹木・樹林地の構造とそれらがもたらす効果とその貨幣価値を定量的に示すことができます。

i-Tree による定量評価の結果は、樹種の選択や維持管理の優先度の設定、費用対効果の分析などに、欧米をはじめ世界各地で活用されています。

限られた予算の中で、高い効果を持つ緑を適切に保全、創出していくため、足立区においても、今後、こうした評価手法を参考に、緑が持つ効果をわかりやすく区民に示していきます。



i-Tree で評価できる

樹木・樹林地の効果の例

- 炭素の蓄積・固定
- 大気汚染物質の除去
- 雨水の流出抑制
- 冷暖房の使用量削減
- 健康被害の軽減
- 野生生物の生息地・多様性
など

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

(1) 緑に関わる計画・調査の経緯

区では、「足立区緑の実態調査」によって緑の現況と推移を把握し、その結果を踏まえ区内の緑を創り、守り、育てていくため、平成9（1997）年に「第一次足立区緑の基本計画」、平成19（2007）年に「第二次足立区緑の基本計画」を策定し、取組を進めていきました。

平成23（2011）年には、画一的で個性がない、利用者のマナーに関する苦情が多いなど、多くの課題を抱えていた公園を、区民とともにもっと楽しく魅力的なものとしていくため、公園の整備に加え、利用（管理運営）と再生（改修）に関する施策を定めた「あだち公園☆いきいきプラン」を策定しました。また、平成30（2018年）には本プランの実行計画として「パークイノベーション推進計画」をまとめ、目的に合わせて選べる公園整備、計画的で効率的な公園改修、公園利用のきっかけづくりを進めてきました。

さらに、東京都・特別区・市町共同で「都市計画公園・緑地の整備方針」「緑確保の総合的な方針」を定め、公園の整備、緑地の保全等を計画的に推進してきました。

表 緑に関わる計画・調査の経緯

年度／年月	取組
平成6（1994）年度	足立区緑の実態調査（第3次）実施
平成9（1997）年9月	第一次足立区緑の基本計画 策定
平成16（2004）年度	足立区緑の実態調査（第4次）実施
平成19（2007）年度	第二次足立区緑の基本計画 策定
平成21（2009）年度	足立区緑の実態調査（第5次）実施
平成23（2011）年6月 12月	「あだち公園☆いきいきプラン」策定 「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」改定
平成25（2013）年度	魅力ある地域の公園づくり ～パークイノベーション～取組開始
平成28（2016）年6月	「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）」改定
平成29（2017）年度	足立区緑の実態調査（第6次）実施
平成30（2018）年4月	「パークイノベーション推進計画」策定

区を取組を伝える写真
(計画期間中に新たに整備した
公園など)

区を取組を伝える写真
(パークイノベーションなど)

(2) 国や東京都の動向

第二次足立区緑の基本計画策定以降、公園緑地、都市農地をめぐる国や東京都の施策も大きく変化しています。区のこれまでの取組を発展させつつ、以下に示す国や都の動向を踏まえ、計画を改定しました。

ア 公園緑地政策の大きな転換

～よりよいまちづくりに向け、緑を多様な主体と「使いこなす」新たなステージへ～

国の公園緑地施策は、長い間、経済の成長や人口の増加を背景に、絶対量が不足していた都市公園を量的に確保すること、都市化に伴う高い開発圧力から良好な緑を守ること^を重視してきました。しかし、高齢化、人口減少、社会の成熟化に伴う人々の価値観の多様化が進む中、都市公園の確保や緑地の保全といった従来の取組にとどまらず、緑の多様な効果をまちづくりに活かしていくことが求められるようになっていきます。

^{そのため}、平成28（2016）年5月、国土交通省は『『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書』を公表し、「緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき」との方向性が打ち出され、民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用などが重視すべき視点として示されました。

^{また}、平成29（2017）年6月には、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）が施行され、Park-PFI制度、公園の活性化に関する協議会の設置、民間による市民緑地の整備をはじめ、区民や事業者と連携して公園の活用や緑の創出を進める新たな制度が導入されました。

イ 都市農地の位置付けの変化

～「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ～

都市農地は、高度経済成長期以降、市街化の進展とともに消えていく過渡的な存在と捉えられていました。昭和60年代になると、急激な地価上昇に伴う宅地需要の逼迫に対応するため、都市農地の宅地化促進が求められるようになり、宅地化する農地と、生産緑地地区に指定し保全する農地への区分が進められました。

しかし、近年の「都市に農業や農地を残していくべき」という声の高まりや、東日本大震災をきっかけとした都市農地の防災機能の見直しなどを背景に、平成27（2015）年の都市農業振興基本法制定、その翌年の都市農業振興基本計画の閣議決定を経て、従来「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置付けは、都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。

これに伴い、都市緑地法が対象とする緑地に「農地」を含むことが明記され、緑の基本計画に都市農地の保全に関する施策を位置付け、計画的に農地の保全に取り組むことが求められています。

ウ 2040年代を見据えた東京都の都市づくりと緑の取組

～今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出する～

これまで東京都は、「緑確保の総合的な方針」や「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、緑の保全や創出に取り組んできました。これらの取組などにより、公園・緑地は着実に増加するとともに、都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑なども**充実**してきました。しかし、周辺区部や多摩地域においては、宅地化等により農地が減少しており、緑の減少の大きな要因の一つとなっています。

そこで東京都は、社会経済の大きな変化に対応しつつ、長期的な視点を持って都市づくりを進めていくため「都市づくりのグランドデザイン」（平成29年9月）を策定し、都市づくりの目標として、『みどりを守り、まちを守り、人を守る。あわせて、東京ならではの価値を高める』ことを掲げ**ました**。また、都市づくりに関する7つの戦略の一つに、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を設定し、生物多様性にも配慮した緑の積極的な創出、農地の保全と次世代への継承、水辺を楽しめる都市空間の創出などの方針、取組を示しています。

「都市づくりのグランドデザイン」を受け、令和元（2019）年5月には緑の分野における今後の取組を示す「東京が新たに進める緑の取組」が公表されました。今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、拠点・骨格となるみどりを形成すること、将来にわたり農地を引き継ぐこと、みどりの量的な底上げ・質の向上を図ることなどを方針とし、区市町村や関係機関と連携して取組を推進していくこととしています。

2 計画の目的と位置づけ

(1) 目的

本計画は、区のこれまでの取組を発展させつつ、SDGsへの貢献やグリーンインフラの推進、国や東京都の動向など緑を取り巻く様々な変化を捉え、安心して心地よく暮らせる、魅力あるまちづくりを支える緑を、多様な主体の協創によって創出し、守り、育んでいくことを目的とし、緑の将来像、目標、施策、取組の方向性などを定めます。

(2) 位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）及び足立区緑の保護育成条例第4条に基づく「緑の保護及び育成に関する基本計画」として区が策定する計画です。

「足立区基本構想」「足立区基本計画」及び「足立区都市計画マスタープラン」を上位計画とし、特に緑と関係性の深い「足立区景観計画」「足立区環境基本計画」「あだち都市農業振興プラン」等の分野別計画と連携、調整しながら施策を推進します。

また、「第二次足立区緑の基本計画」の計画期間中に都市緑地法が改正され、緑の基本計画に定める事項（緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項、都市公園の整備の方針など）に、都市公園の管理の方針が加えられました。これを受け、下位計画として策定した「あだち公園☆いきいきプラン」及び「パークイノベーション推進計画」は、都市公園の整備及び管理の方針に該当するものとして、「第三次足立区緑の基本計画」に内容を一本化します。

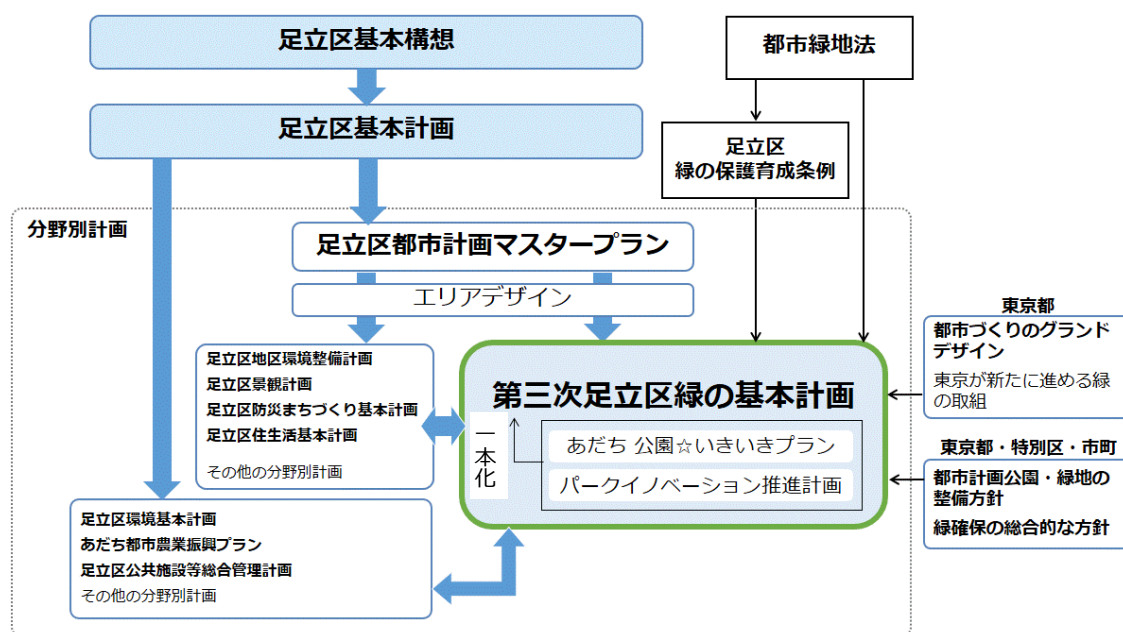


図 計画の位置付け

3 計画の対象と対象区域

(1) 計画の対象

1 ページに示した「緑」（樹木や草花などの植物、草地、樹林地、農地、公園、街路樹、住宅地や事業所、公共施設の緑地）に加え、本計画の根拠法である都市緑地法第3条第1項における「緑地」の定義*を踏まえ、河川や水路などの水辺地も対象とします。これらを包括して「水と緑」と称します。



図 本計画の対象とする「水と緑」

※都市緑地法第3条第1項における「緑地」の定義（抜粋）

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

(2) 対象区域

区全域（面積5,325ha）を本計画の対象とします。

また、区全域を都市緑地法に基づく「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（以下「緑化重点地区」という。）に位置付け、緑化の推進に取り組みます。

4 計画期間

計画期間は、上位計画である足立区都市計画マスタープランの計画期間を踏まえ、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間とします。

また、令和5（2023）年度に施策の進捗、目標の達成状況等の中間検証を行い、必要に応じて施策等の見直しを行います。



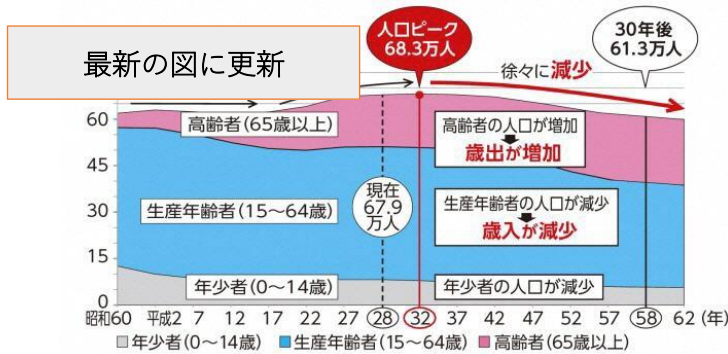
図 計画期間

第2章 緑の現状と課題

1 区の概況

(1) 人口の推移 ～〇〇〇～

足立区の人口・世帯数は、平成31（2019）年1月1日現在、688,512人、346,739世帯です。



(※令和2年度に最新の人口推計が提示される予定であり、それに合わせて文章修正予定) ○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

図 将来人口推計（平成27年実施）

(2) 位置及び地勢 ～四方を川に囲まれた平坦なまち～

足立区は、東京23区の北東部に位置しています。総面積は5,320haで、東京23区の総面積の約9%を占めます。

区内は、荒川、中川等の下流部に形成されたデルタ地帯に位置し、人工的に築かれた荒川の堤防や公園内の丘以外に高地はなく、ほとんど起伏のない平坦な地形となっています。

もう一つの特徴として、川が多いことが挙げられます。荒川が、北西から南東へと流れ、区を二つに分断しているほか、四方を川で囲まれ、南に隅田川、旧綾瀬川、西に芝川、新芝川、北に毛長川、そして東に中川、綾瀬川、圀川、花畑川と、合計10もの川が流れています。



図 区内の河川

(3) 市街地の発展 ～都市化とともに多くの公園を整備してきたまち～

足立区は、海辺に面した場所に土砂が堆積してできた地域で、かつては一帯に葦原が広がり、樹木が少ない土地でした。

江戸時代に入ると、新田開発によって農村が形成され、今も一部に残る農地や寺社・屋敷林といった緑が形成されました。しかし、明治時代の産業化と鉄道の開通、関東大震災以降の都心からの移住者の増加によって都市化が進み、農地は減少していきました。

その後、昭和から平成にかけて、23区で最も多くの土地区画整理事業が行われ、まちが整備される過程で、数多くの公園・児童遊園の整備が進みました。現在、足立区は区立公園の面積が23区で最も多いまちとなっています。

公園面積が多いことを示すグラフ

(4) 土地利用 ～過去20年間で宅地化が進行～

区内は、全域が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域が4,810ha、市街化調整区域が約510ha（荒川、隅田川、中川部分に指定）となっています。

土地利用の構成は、「宅地」が半数を超えており、次いで「道路・鉄道等」「公園・運動場等」が多くなっています。平成8（1996）年から平成28（2016）年までの20年間の土地利用の推移をみると、「宅地」「道路・鉄道等」「公園・運動場等」が増加した一方で、農用地が大きく減少しています。



図 土地利用の構成と推移

出典：「足立の土地利用-土地利用現況調査結果の概要-」（平成31年3月 足立区）

(5) 緑被地・樹木被覆地の分布 ～緑被地・樹木被覆地の5割以上が民有地～

緑被地、樹木被覆地ともに、5割以上が住居系市街地、寺社・屋敷林、大規模開発地などの民有地に分布していることも、足立区の特徴の一つです。

そのため、区内の緑を守り、増やしていくためには、民有地における取組の推進が欠かせません。

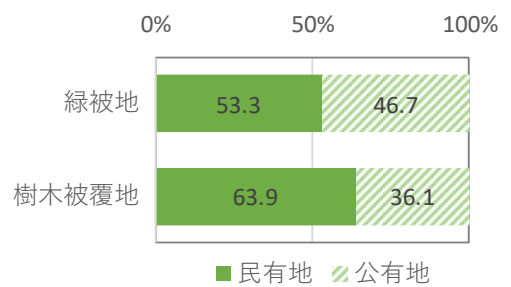


図 緑被地と樹木被覆地の構成

出典：「足立区緑の実態調査<第6次>」

2 緑の量の変化と第二次計画の達成状況

(1) 緑の量の変化

ア 緑被率と樹木被覆地率の推移

平成29(2017)年度に実施した「足立区緑の実態調査<第6次>」の結果、緑被率は17.1%で、平成21(2009)年度に実施した前回調査時と同じでした。

一方で、樹木被覆地率は9.4%となり、前回調査時から1.4%増加していました。要因としては、樹木の生長や、大規模な開発により草地に樹木が植えられたことなどが考えられます。

23区内の緑被率を比較すると、足立区は14位で中程度ですが、樹木被覆地率については19位と下位に位置しており、**緑に占める樹木の量の割合が他区に比べて低いことがわかります。**

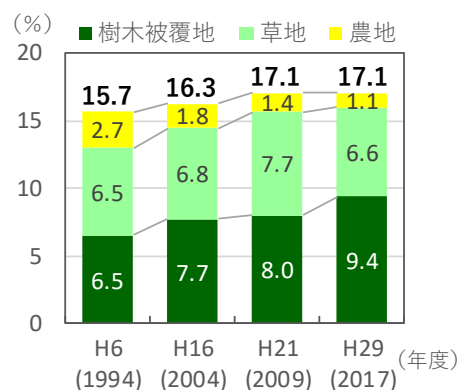


図 緑被率及び樹木被覆地率の推移

出典：「足立区緑の実態調査<第6次>」

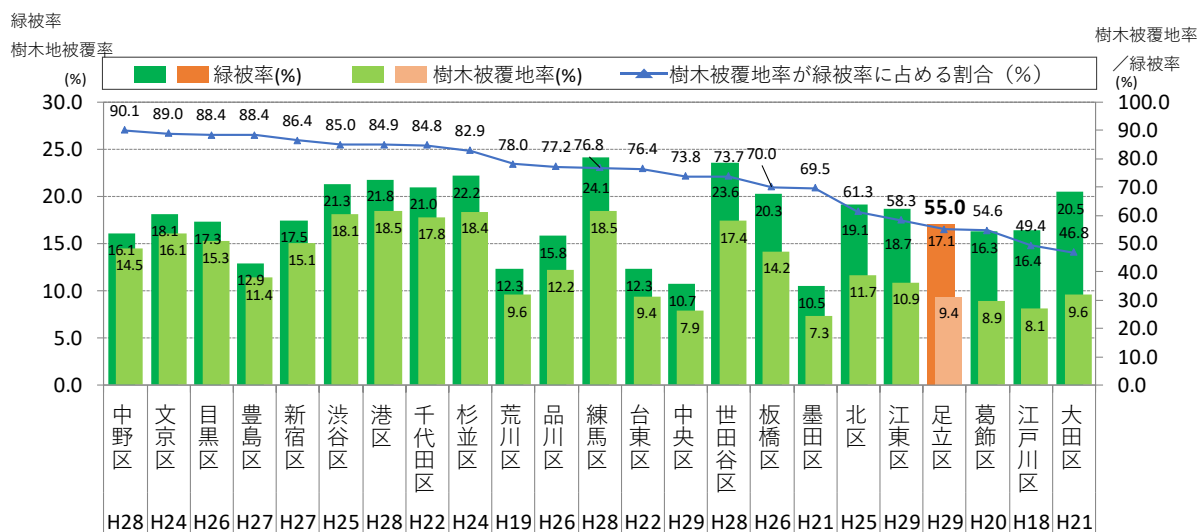


図 緑被率及び樹木被覆地率の推移

最新の情報を確認
(場合によっては修正)

イ 緑視率の推移

視界に入る緑の量を示す「緑視率」の推移を見ると、区内60箇所の平均緑視率は、平成20（2008）年度から平成29（2017）年度までの10年間で樹木の生長などにより2.4%上昇しました。

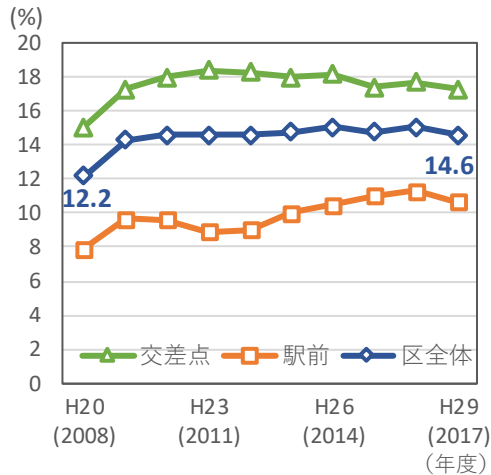


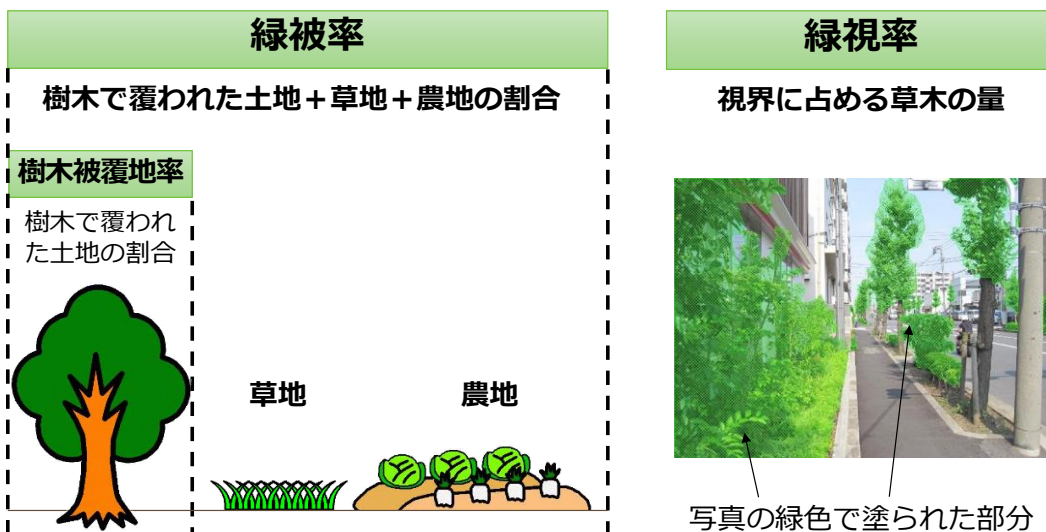
図 平均緑視率の推移

出典：「足立区緑の実態調査<第6次>」

（参考）緑被率と緑視率の違い

緑被率は、上空から見て樹木で覆われた土地、草地、農地の面積が区域に占める割合のことで、緑の量を示す一般的な指標の一つとして用いられます。

緑視率は、視界に占める草木の量を表す指標で、写真に写った樹木や草などの面積が写真全体に占める割合によって表します。日常生活の中で区民の目に触れる緑の量を通じて、緑の豊かさをどれだけ実感できるかを示す指標として用いられます。



(2) 第二次足立区緑の基本計画の達成状況

ア 施策の取組状況

第二次計画は、緑の将来像を『のびのび樹木 すくすく草花 きらきら水面（みなも） いきいきあだちづくり』と定め、その実現のために3つの方針「方針Ⅰ 豊かな緑を創る」「方針Ⅱ 大切な緑を守る」「方針Ⅲ 協働で緑を育む」及び11施策、72事業を設定し、取組を進めてきました。

66事業が実施または一部実施されましたが、緑のビューポイントにおける立体的な緑化（街路樹の充実や沿道の緑化など）、大木を育てる公園の設定、地域ごとの緑の点検活動や改善マップの作成など、未実施の事業が6事業ありました。これらについて本計画では、事業の必要性を検証した上で内容を再構築しました。

イ 目標達成状況

第二次計画では、各施策に基づき緑を量的、質的に向上させていくために、緑化の目標（5指標）と区民との協働事業の目標（2指標）を設定しました。

緑化の目標値のうち、樹木被覆地率と公園率は目標値を達成しましたが、農地の減少などを背景に、緑被率、みどり率は目標に達しませんでした。また、緑視率については、平成16年度から3.8%上昇しましたが、目標には達しませんでした。

区民との協働事業の目標については、公園等の管理・運営への区民参画、花いっぱい活動に取り組んでいる団体の数ともに目標値を達成しました。

表 緑化の目標と達成状況

指標	平成16 (2004)年度 調査結果	計画期間目標 (平成31(2019)年度まで)	平成29 (2017)年度 調査結果	達成 状況	長期目標 (概ね2057年 まで)
樹木被覆地率	7.7%	9.4%	9.4%	達成	12.5%
緑被率	16.3%	18.1%	17.1%	未達成	25.0%
みどり率 [※]	23.7%	25.7%	24.2%	未達成	32.9%
緑視率	10.8%	15.8%	14.6%	未達成	25.0%
公園率	5.4%	5.8%	6.0%	達成	7.1%

※みどり率…緑被地、公園内の空地（広場、グラウンドなど）及び水面の面積が区全体に占める割合

表 区民との協働事業の目標と達成状況

指標	平成19 (2007)年度 (第二次計画策定時)	計画期間目標 (平成31(2019)年度まで)	平成29 (2017)年度 調査結果	達成 状況
公園等の管理・運営への 区民参加割合	38%	44%以上	50.6%	達成
花いっぱい運動に取り 組んでいる団体の数	54 団体	100 団体以上	132 団体	達成

3 緑の現状と課題

(1) 緑に対する区民の意識と活動

【現状と課題】

平成29(2017)年度に「足立区緑の実態調査<第6次>」の一環で実施したアンケートの結果、「緑を育て守っていくために必要な方策」については「周囲の理解や協力(沿道、隣近所の方々の理解や協力)」との回答が39.6%と**最多を占めました**。実際に、毎年落葉期になると、公園や道路の緑を管理する区や民有樹林地所有者の元に、落ち葉に対する苦情が多く寄せられており、**適切な維持管理の徹底ばかりでなく、周囲の理解や協力が得られるよう啓発することも必要です**。

また、前述のアンケートの「**参加してみたい緑に関する活動は?**」の問いに対し「個人で家の前などの花植えや草取り、落ち葉清掃など」との回答が47.9%で**最多**となりました。19ページに示すように、町会・自治会などが清掃や草刈等を行う自主管理公園数は増加傾向にあり、第二次計画の協働事業の目標値を達成しましたが、活動構成員の高齢化が進み、若い世代の参加は進んでいません。

一方区は、様々な園芸講座を開催し、公園の自主管理制度や花の散歩路事業、緑の協力員の委嘱など、普及啓発・人材育成の取組みを**積極的に**進めてきました。しかし、アンケート結果にあるような個人で活動したい人を**実際の活動に結びつけられていないこと**、緑の協力員は委嘱期間終了後の活動の機会が無いこと、**担当部署が異なる各事業が単独で動いており相乗効果が生み出せていないこと**など、様々な課題が明らかになっています。

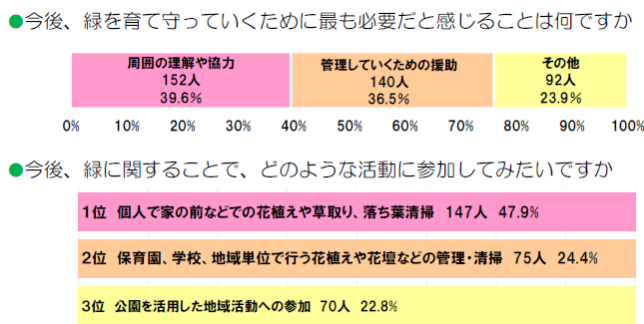


図 緑に関するアンケート結果

出典：「足立区緑の実態調査<第6次>」



図 自主管理公園数の推移

【今後の方向性】

- ・ 緑を育てることへの理解や協力を得るために、一人ひとりが、緑ある環境や暮らしが自分にとってメリットがあるという意識を**醸成**
- ・ **活動**の参加者のすそ野を広げるため、楽しく、気軽に活動に参加できる機会を**創出**
- ・ 参加者のやる気を持続させるために、経験によりステップアップできる仕組みや**活動の場・交流の場づくりを推進**
- ・ **各事業の連携を推進**

(2) 民有地の緑

ア 民有地の緑化

【現状と課題】

区では、一定規模以上の敷地面積において建築行為等を行う場合は、条例の基準に基づき、建築主から提出される緑化計画書をもとに緑化指導を行っています。すなわち、建築の際には一定の緑化が義務付けられ、緑地が担保されることになっています。

しかし、緑化計画書の提出率に比べて緑化完了書の提出率は約5割と低く、計画書どおりに緑化されているかどうか、完了後の維持管理の状態などは確認できていません。

【今後の方向性】

- ・ 建築行為に伴う緑化を確実に推進するため、法制度の活用や条例の強化を検討
- ・ 事業者にとって単なる義務ではなく、まちの新たな魅力の創出につながり、事業者と地域双方にメリットのある緑化を推進

イ 大木・樹林地の保全

【現状と課題】

足立区の緑被地、樹木被覆地の5割以上は、民有地に存在しています。その中でも大きな樹木や古い樹林地を守るため、区では、法律や条例に基づいて保全を進めています。

第二次足立区緑の基本計画策定以降、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を2箇所（六町・西新井栄町）指定しました。また、足立区緑の保護育成条例に基づき、平成31（2019）年4月1日現在、保存樹木 546本、保存樹林24箇所・4.48haを指定し、維持管理の支援をしています。

一方で、固定資産税や相続税、落ち葉などに対する近隣からの苦情が、大木・樹林地の所有者の負担となり、維持することが難しくなっています。

「足立区緑の実態調査（第6次）」（H29）の結果では、平成21年～29年の8年間で約4haの民有樹林地が消失しました。



写真 安養院の保存樹木
（クロマツ）

【今後の方向性】

- ・ 特別緑地保全地区の指定や、行政からの維持管理支援の推進
- ・ 大木や樹林地は地域の財産であるという、地域の理解や意識付けの推進
- ・ 地域住民や民間事業者など様々な主体との連携による維持管理体制の検討

ウ 農地

【現状と課題】

江戸時代の新田開発によって農村が形成された歴史を持つ足立区において、農地は民有地の重要な緑の一つです。しかし、農業のみでは十分な収益の確保が困難であること、相続税を支払うために売却して宅地に転用せざるを得ない状況があることなどを背景に、区内の農地面積は過去約30年間で約4分の1に減少しています。

平成31(2019)年4月現在、31.32haの農地を生産緑地法に基づく生産緑地地区に指定し、宅地化を抑制しています。しかし、指定から30年が経過すると、所有者の申出により指定を解除することが可能となり、今後、大量の農地が宅地に転換されることが懸念されています。

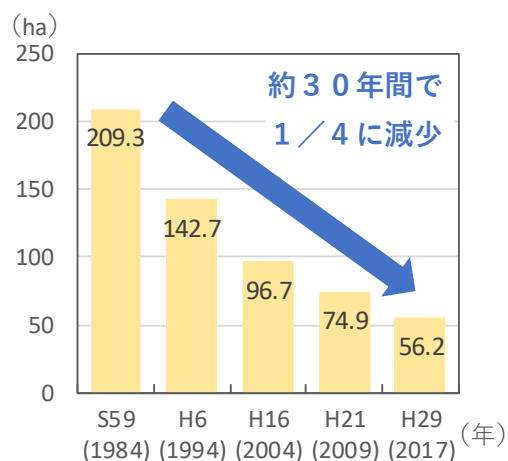


図 農地面積の推移

出典：「足立区緑の実態調査<第6次>」

【今後の方向性】

- ・ 指定から30年を経過しても税制優遇が受けられる、特定生産緑地地区指定の推進
- ・ 農業体験などを普及させることで、多くの人に農地に対する親近感や愛着を育て、農地活用を促進

(3) 公共の緑

ア 公園

【現状と課題】

区内の公園面積は、平成31（2019）年4月1日現在、都立、区立をあわせて約324ha（区の面積に対し約6.1%）です。土地区画整理事業の進展などを背景に、公園の総面積は第二次計画策定時から約38ha増加しています。しかし、一つ一つの公園の面積に着目して配置状況を見ると、地域によって偏りが生じています。

区内には整備から数十年を経た公園が多くあります。年に1～2か所の公園の全面改修を行ってきましたが、このペースでは令和5（2023）年には、整備後50年以上大規模な改修を行っていない公園が、約85か所（全体の約17%）に達すると見込まれます。

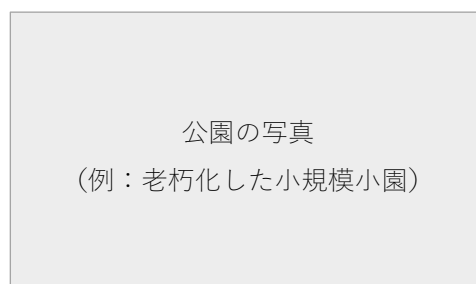


図 整備後50年以上大規模な改修をしていない区立公園・児童遊園の数の推移

出典：「足立区パークイノベーション推進計画」

【今後の方向性】

- ・ 密集市街地など特に公園が**少ない**地域においては、防災上の観点からも、できる限り公園用地の確保を**検討**
- ・ 財政にも限りがある中、計画的で効率的な公園の改修により、既存の公園の再生・活性化を進める

イ 道路の緑

【現状と課題】

道路の緑は、安全で快適な歩行空間の確保と、地域が誇れる道路景観の形成の両立が課題となっています。また、駅前などの多くの人の目に触れる場所に、シンボルとなる樹木が少ないことも、課題の一つとなっています。



【今後の方向性】

- ・ 安全面と景観面とを考慮し最適な管理方法を検討するため、道路の緑の実態を調査し、現状を把握する
- ・ 安全で快適に通行できる空間を確保しながら、緑豊かな都市景観の創出を行うために、足立区の街路樹の今後のあり方を、方針や指針として示す

ウ 河川・水路

【現状と課題】

区内には、かつて水田に水を引いていた用水路を整備した、親水性のある緑道が数多くあります。また、荒川沿いでは、「新田わくわく♡水辺広場」や、「あだち五色桜の散歩みち」など水辺の特色を活かす整備を推進してきました。

【今後の方向性】

- ・ 区の大きな特色である河川や水路の水辺を、気持ちの良い歩行空間として活用することにより、まちの魅力を高める

五色桜の散歩みち
または親水公園の写真

エ 公共施設

【現状と課題】

平成29（2017）年度における公共施設全体の緑被率は15.3%で、区全体の緑被率（17.1%）を下回っていましたが、樹木被覆地率は区全体（9.4%）を上回る11.5%となっており、公共施設は樹木を育成する場として重要な役割を担っています。

【今後の方向性】

- ・ 既存の公共施設の緑を可能な限り保全する
- ・ 利用者にとって魅力ある緑地として実感できるよう、適切な維持、活用を推進

公共施設の緑の写真

4 課題と方向性のまとめ

足立区では、まちの発展に合わせて、そこに暮らす人々の手によって農地、屋敷林や寺社林、公園などの緑がつくられ、受け継がれてきました。現在も、住宅地の庭やまちかど、公園など、区内の様々な場所で区民が緑を守り、育んでいます。

このような背景を踏まえつつ、緑の現状を基に、緑に対する区民の意識や活動の視点と、まちづくりを通じた緑の保全と創出の視点から、現状と課題・方向性を整理しました。



まちづくりを通じた緑の保全と創出の視点

		現状と課題	方向性
民有地	宅地	緑化完了書の提出割合が約5割で、緑化の実態が不明	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちの魅力となる、 確実な緑化の推進
	大木・樹林地	樹林地は所有者の負担（剪定・近隣苦情・税金・相続など）が大きく、H21～29で約4haの樹林地が消失	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大木・樹林地の維持管理支援の推進 ■ 大木・樹林地は地域の財産であるという、地域の理解や意識付けの推進
	農地	農地は収益性、相続税負担等を背景に30年間で1/4に減少	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法制度の活用、様々な主体との連携による樹林地・農地の保全および活用支援
公有地	公園	区全体で見ると公園の面積はほぼ充足している（公園率6.1%、4.71㎡/人）が、地域により配置に偏りがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園の適切な配置
	公園	施設の老朽化により、大規模改修が必要な公園が増加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画的で効率的な公園改修により、既存の公園を再生・活性化
	道路	安全面の確保と良好な景観形成の両立ができていない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街路樹の実態を把握し、今後のあり方を、方針や指針として提示
	河川・水路	四方を河川に囲まれ、親水性のある緑道が多数存在	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路や親水緑道を「歩きたくなる道」として管理・活用
	公共施設	樹木被覆地率が11.5%と高く、樹木を育成する場として重要な役割を担う	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の公共施設の緑を可能な限り保全 ■ 利用者にとって魅力ある緑地となるよう、適切に維持・活用

第3章 計画の目標と体系

1 計画の目指すべき姿

四方を川に囲まれ、水辺が豊かな足立区では、かつては葦原が広がっていた土地に農地を開拓し、まちをつくる過程で、多くの人々の手によって農地、屋敷林、社寺林、公園、緑道、街路樹、住宅の庭、まちかどの花壇など、様々な緑が育まれてきました。これらの水と緑は、**私たちの**まちの誇りとなる**貴重な財産**です。

区民、**団体、企業、NPO、大学等**と区との協創によって、水と緑の誇れるまちをつくり、次代に引き継いでいくために、目指すべき姿を次のように設定しました。

水と緑を誇れるまち あだち

～^し識る・^まち護る・^い活かす・^つな繋ぐ～

- ^し識る 区内の水と緑のある場所や、緑が私たちの暮らしにもたらす様々な「緑の効果」を認識します
- ^まち護る 先人から受け継いだ大切な樹木や農地、環境や景観を皆でまもります
- ^い活かす 水と緑のある場所を、まちの魅力として皆で活用します
- ^つな繋ぐ 水と緑を介して人が繋がり、地域が繋がり、水と緑を誇れるまちを次世代に繋いでいきます

緑のある場所に区民が集い、
緑と触れ合う様子を表すイラスト

2 計画の体系

(1) 2つの計画目標

「水と緑を誇れるまち あだち」を団体、企業、NPO、大学等と区との協創により実現していくことをめざし、計画の基盤となる2つの計画目標を設定します。

計画目標1 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす

水と緑を誇れるまちを協創により実現していくためには、緑を大切に思い、自ら緑を育むひとを増やしていくことが何より大切です。

そのために、緑のある環境を好ましく感じるひとの輪を広げ、緑のことをもっと知り育ててみようとするひと、まちの緑豊かな景観形成に関わるひとを増やし、自ら行動するだけでなく、地域の人々と協力して活動の輪を広げることのできる場や機会を設けます。

計画目標2 魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

緑を大切にしたい、自ら緑に関わりたいと思う人を増やしていくためには、人々の身近にある緑を、見てみたい、ふれあってみたいと思えるような、魅力的なものとしていくことも、重要なポイントです。

そのためには、これまで守り育てられてきた農地や大木、樹林地などの保全はもちろんのこと、住宅や事業所の緑化、公園の整備・再生、街路樹の育成などによって、魅力ある緑を実感できるまちづくりを推進します。

(2) 計画の構成

計画の目指すべき姿をふまえ、ひとづくりに着目した「緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす」、緑のあるまちづくりに着目した「魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進」の2つを計画目標として、2つを連携させながら、施策を展開し、取組を進めます。



図 計画の構成

(3) 目標と指標

計画目標 1、2 の進捗を図るための指標、および柱 1、2 の各施策とそれらを着実に実行し、その進捗を確認していくための施策目標および指標を設定し、計画全体の進捗を管理していきます。

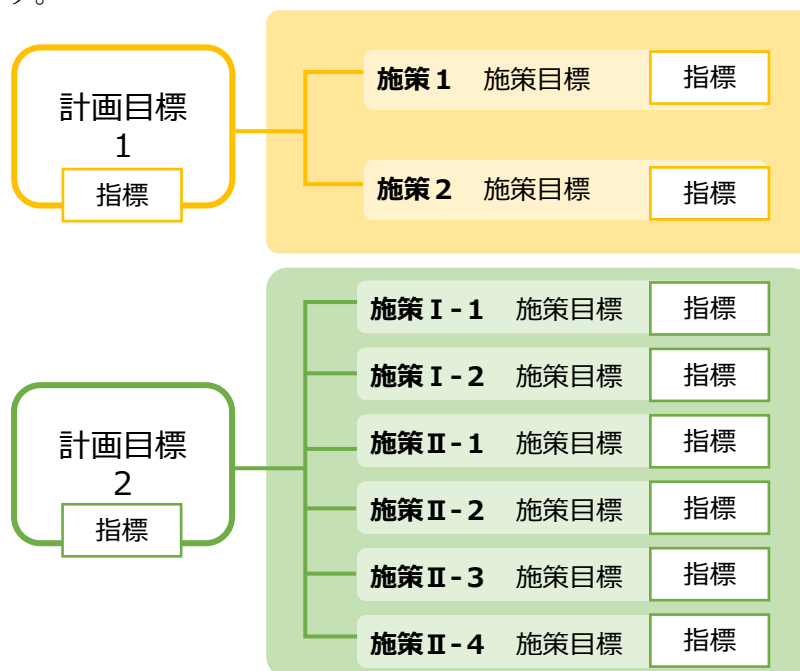


図 目標と指標のイメージ

(4) 計画目標の指標

計画目標 1 の達成状況を図る指標は、緑を育むひとが実際にどれだけ増えたかがわかるように、緑に関わる自主的な活動を行う人・団体の数とします。

計画目標 2 の達成状況を図る指標は、緑陰を形成し、良好な景観に寄与する樹木（高木）を魅力のある緑の代表と捉え、樹木による緑化、樹木の保全状況がわかるように、樹木被覆地率とします。

計画目標 1	緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす		
指標	現状値	中間目標値	目標値
緑に関わる自主的な活動を行う人・団体の数（※今後調査）	〇〇人・〇団体 (R 1)	〇〇人・〇団体 (R 5)	〇〇人・〇団体 (R 9)

計画目標 2	魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進		
指標	現状値	中間目標値	目標値
樹木被覆地率	9.4% (H 2 9)	〇〇% (R 5)	〇〇% (R 9)

第4章 施策の展開

1 [計画目標 1] 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす

足立区では、これまで公園や花壇の自主管理、保存樹木・樹林の所有者の方々をつなぐ保存樹フォーラム、緑化施策への協力や普及啓発を担う緑の協力員など、区民とともに緑を育む取組を進めてきました。しかし、活動の担い手の高齢化、育成した人材が活躍する場や機会の乏しさなど、これまでの取組には様々な課題が顕在化しています。

「計画目標 1 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす」の下では、緑を育む活動に携わる区民への支援を継続しつつ、活動の担い手となる人々のすそ野を広げていくため、緑のある環境を好ましく感じるひとの輪を広げながら、緑との関わりをステップアップさせていくという考え方に沿って、施策を展開していきます。

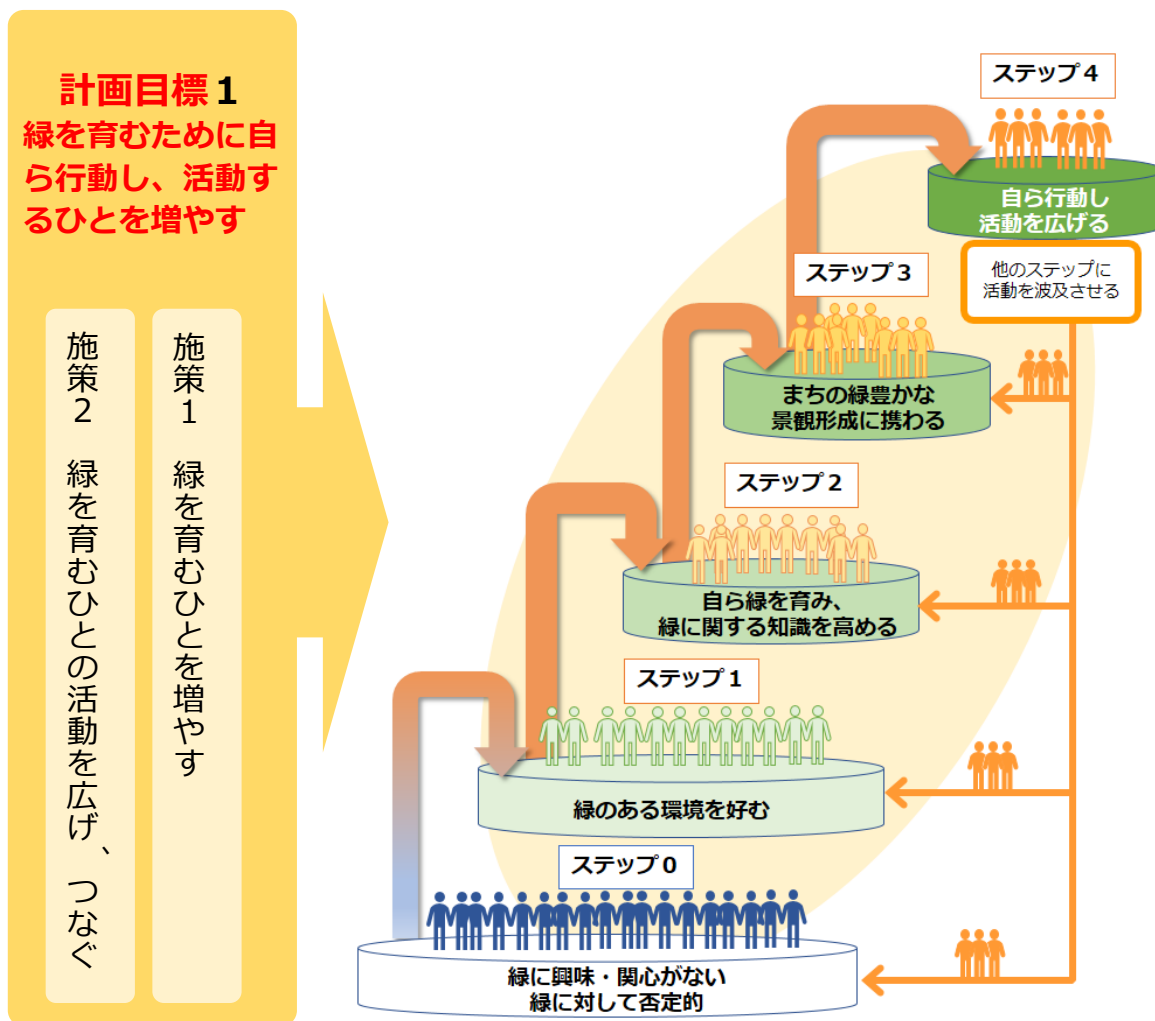


図 緑を育むひとづくりのステップアップの概念

緑を育むひとの、ステップ0からステップ4までの各ステップの状況と具体的なイメージは下図に示すとおりです。住んでいる場所や働く場所などによって、様々なパターンが考えられ、それらに応じたひとづくりの取組みが必要となってきます。

ステップ	ステップ0 緑に興味・関心がない 緑に対して否定的	ステップ1 緑のある環境を好む	ステップ2 自ら緑を育み、 緑に関する知識を高める	ステップ3 まちの緑豊かな 景観形成に携わる	ステップ4 自ら行動し 活動を広げる
具体的な状態	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑のことをよく知らない、関わることがない ● 緑にマイナスイメージがある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑が好き・どちらかといえば好き ● 緑に興味を持つ、情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑を育てること、管理することを始めてみる ● 緑を育てることについてもっと深く知る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の助成制度等を活用し、街並みとなる緑を育てること、管理することに携わる ● 周囲に影響を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の制度等の枠組みを越えて、自主的に緑を育てる、管理する活動を行う ● 自ら活動者・協力者を集める

具体的な「緑を育むステップ」イメージ例

住宅地	Aさん集合住宅に住む方の場合 	<p>お散歩の途中で見た、お家の花壇が素敵だったわ。私もやってみたいけど、うちのマンションだし…。</p>	<p>そういえば、イベントで簡単な寄せ植え体験をやったわね。私にも小さなプランターならできるかしら。インターネットで調べてみよう。</p>	<p>プランター、毎日ちょっとずつ変化があって楽しいわ。もっときれいに作りたいから、園芸講座受けてみよう。お花屋さんにもおススメのお花とか、聞いてみよう。</p>	<p>育てたお花をSNSにあげたら、「いいね！」をたくさんもらっちゃった。外から見ても、うちのベランダは活き活きとしていてなんだか愛しいわ。</p>	<p>管理組合に相談して、マンション共有地の空いているスペースで花壇づくりを始めたの。意外と興味を持つ人も多くて、住人同士で顔を合わせる機会が増えたわ。</p>
	B町会商店街の場合 	<p>清掃活動でコミュニティを作ってきたが、町会加入者も減ってきて、商店街にも活気が無いなあ。</p>	<p>他の商店街や町会では緑や花が多くて活き活きしているなあ。ちょっと話を聞いてみよう。</p>	<p>商店前の空いているスペースに花や木を植えるくらいならできそうぞ。お隣さんとお向いさんもやってるし。</p>	<p>商店街全体で木を植えたら、街並みが綺麗になって、なんだか活気付いてきた！花と緑を地域の持ち味として、公園や線路沿いの花壇も皆でもっと綺麗にしていこう。</p>	<p>花に関連付けた商品も好評で、「花のまち」として賑わいが出てきた！近隣の商店街から助言を求められたので、「花のまち」の輪を広げていこう。</p>
沿道・公園	Cさん公園の近くで働く方の場合 	<p>職場の近くに公園があるけど、特に行くことはないなあ。もっと、オシャレなお店やカフェが近くにあるといいのに。</p>	<p>あら、公園でヨガ教室なんてやってるのね。朝、仕事の前なら参加しやすいわ。ヨガの後、樹木の下でお茶を飲むととってもいい気持ち。</p>	<p>この公園で清掃や花植えのボランティア活動もやってるのね。いつも使わせてもらってるし、ヨガの後ゴミ拾いくらいやろうかな。（もう少しオシャレな公園になるといいんだけど…）</p>	<p>カジュアルな雰囲気だったから、公園活用に関するワークショップに参加してみたわ。私は、キッチンカーで軽食・ドリンクの販売や、ハーブガーデンの様なスペースができるといいなあ。</p>	<p>公園のハーブガーデンづくりプロジェクトの実行委員をやってます。少しずつ形になっていて、そのうち、仕事のお昼休みにここで一息つけるのが楽しみ。</p>
	Dさん大木所有者の場合 	<p>落葉掃きや剪定で維持管理が大変で、大木も楽しめない。もう伐採しようかな…。</p>	<p>自分が子どもの頃からある木だし、できれば残したい…。そういえば広報に保存樹制度のことが載っていたな。</p>	<p>区の保存樹に指定されたから、剪定補助が出るぞ。「足立区の保存樹木・樹林を守る会」にも入って活動に参加してみよう！</p>	<p>我が家の大事な木のことを、周りの人にも知ってほしい。何かの機会があれば話してみたいな…。落葉掃きを一緒にやる人いないかな。</p>	<p>自分と同じように、相続や近隣との関係で大きな樹木を持ち続けることに困っている人のために、支援制度などの情報を集めて共有しよう。</p>
大木・樹林地	Eさん大木の近隣に住む方の場合 	<p>お隣のケヤキの葉っぱがしょっちゅう、うちのベランダに飛んできて困るわ。</p>	<p>よく見かける緑のカーテンは、夏の暑さに効果があるらしいわね。もしかして、お隣のケヤキのおかげでうちも他より涼しいのかな。</p>	<p>子どもも学校で緑や環境について学んでいるみたい。逆にいろいろ教えてもらっちゃったわ…。やっぱり緑って大切ね。</p>	<p>休みの日に子どもとお隣の保存樹の落ち葉掃きを手伝って見たわ。お隣さんは毎日こんなに掃除するなんて、本当に大変ね。</p>	<p>お隣さんと協力して、子ども会で落ち葉掃きと落ち葉プールのちょっとしたイベントを企画してみたの。みんな楽しんでくれて、その後、お隣の落ち葉掃きに協力してくれる人も増えたわ。</p>
	Fさん農業者の場合 	<p>作業量の割には利益が少ないから、悲しいけれど生産緑地は解除して、土地を売るしかないのかな…。</p>	<p>地域からこの農風景が無くなると淋しいな。子どもたちの代にも残していく方法は無いかな。</p>	<p>「特定生産緑地」に指定されると税率は低いままなのか。可能な限り、続けよう。都市部で農業が盛んな他の地域ではどうやっているんだろう。</p>	<p>足立の農業のことを多くの人にわかってほしいので、「足立農すくーる」で農業指導を始めました。そこから区民農園や農業ボランティアを始める人が生まれたよ。</p>	<p>若い仲間と、商品のブランド化やマルシェの開催など、足立で農業が活性化していく方法を研究中。「農の風景」として地域ぐるみで考えていこう。</p>
農地	Gさん子育て世代のサラリーマンの場合 	<p>野菜の産地なんて気にしたことないなあ。えっ、子どもから聞いたら、足立区にも農地があるの？</p>	<p>家族で参加した鹿沼の田植え体験、楽しかったな。区内の直売所でも野菜を買ってみたら、新鮮で美味しいな。</p>	<p>子どもの食育のために、定期的に都市農業公園の農業体験イベントへ。土いじりはなんだか癒されるなあ。「足立農すくーる」に登録したら、年間の野菜の育て方がわかってきたぞ。</p>	<p>「区民農園」で子どもと野菜づくりを始めたら、子どもも畑へ行くのが楽しみなようだ。もう少し時間に余裕ができれば、「農業ボランティア」に登録しようかな。</p>	<p>家の近くに農地があるのは驚きなことなのに、減っていくのは勿体ない。自分の知識や資格を活かして、足立の農風景の存続に役立てられないか、知合いの農家さんに相談してみよう。</p>

図 緑を育むステップの説明と具体的なイメージ例

施策1 緑を育むひとを増やす

緑を育むひとを増やしていくため、身近な緑について知り、関わるきっかけとなる情報発信や普及啓発の機会を充実するとともに、未来の担い手である子どもたちが緑について学び、体験する機会を創出していきます。

施策1 目標	多くの区民が、緑を育むひととなる		
指標	現状値	中間目標値	目標値
緑化活動に参加した区民の割合（世論調査）	〇〇% (R1)	〇〇% (R5)	〇〇% (R9)

1-（1）緑と関わる入り口づくり

① 情報発信の展開

主な対象 **ステップ0** **ステップ1**

- ・ 多くの人が手に取りやすく、わかりやすい内容で、緑全般の総合的な情報発信を展開します。
(発信する情報の例)
 - * 開花情報、紅葉情報、講座やイベント、おすすめ公園、身近な花屋、体験農園、花植えボランティア活動 など

② 気軽に参加できる企画の推進

主な対象 **ステップ0** **ステップ1**

- ・ 緑に興味や関心の薄い人の関心を喚起するため、緑や公園をテーマに「気軽に・ついでに・楽しく」参加しやすい企画を実施します。
(企画例)
 - * これまで実施した「遊具総選挙」、「タコさん滑り台デザインコンテスト」の様な、オリジナリティがあり、ワクワクする企画
 - * 年間イベント(しょうぶまつり、梅まつりなど)や、特色のある公園で実施する定期的なイベントなどで、申込み無しで参加できる花植え体験企画などを盛り込む


楽しく参加しやすい企画の写真

緑に関わるイベントの写真

③ 緑との多様な関わり方の推進

主な対象 **ステップ1** | **ステップ2** | **ステップ3** | **ステップ4**

- ・ 年代（子ども、若者、子育て世代、シニア世代など）や住んでいる環境（集合住宅、一戸建て、商業地域、密集地域など）を考慮した、様々なライフスタイルに合わせた、具体的な緑との関わり方の事例を示し、イメージの共有を推進します。
- ・ より多くの方に公園や緑地と関わりを持ってもらうために、身近な公園や緑地を使ってやってみたいことを地域住民からリサーチし、地域の方々が中心となって提案を具現化させることの支援を検討します。 （※内容検討中）



多様な関わり方のイメージ図

1 - (2) 『緑の効果』の普及啓発

① 『緑の効果』の普及啓発

主な対象 **ステップ0** **ステップ1**

- ・ 1～4 ページで示す『緑の効果』に対する理解を醸成していくため、イベントや広報、電子媒体などを活用し、普及啓発を進めます。

② 落ち葉のイメージ改革

主な対象 **ステップ0** **ステップ1**

- ・ 秋冬期に多くの苦情が寄せられる落ち葉について、マイナスイメージを変えることが必要です。落葉は樹木が生育するうえで大切なことなので、落ち葉と楽しくふれあう企画や、落ち葉の意義を実感できる機会の創出などを検討します。

(企画案)

- * 落ち葉プールなど、落ち葉で遊ぶ企画
- * 色々な種類の落ち葉、一本の木から発生する落ち葉の量などをイベント等で展示
- * 楽しく気軽に参加できる落ち葉清掃の企画

「家族で遊ぼう！落ち葉～ちびっこ自然体験」(R1・桑袋ビオトープ公園で実施)等の
写真

〇〇の写真

1 - (3) 子どもと緑とのふれあいの推進

① 緑とふれあう体験・学習の推進

主な対象 **ステップ1** **ステップ2**

- ・ 親子や友だち同士で楽しみながら旅行やイベント感覚で参加できる、自然体験や農業体験を推進します。

(事例)

- * 親子で参加できる、友好都市等での田植え体験企画
- * 小学校の授業内での区内農地での農業体験
- * 都市農業公園での収穫体験イベント

友好都市等での企画
Or
小学校授業での農業体験

都市農イベントなど

- ・ 学校や保育園等で、植物や生き物に関する講座の開催、学習教材として役立つ資料の提供を進めます。

(事例)

- * 小学校の教員向けに緑との関わり方に関する教材を配布し、講座を実施(元洲江公園で指定管理事業者主導で実施)
- * 小学校高学年向けに環境学習教材を製作し、環境に関する学習とともに暮らしに身近な緑(自然)を紹介
- * 放課後子ども教室等で、簡単にできる園芸クラフトを開催(※内容検討中)
- * 特色のある公園(都市農業公園、花畑公園など)で、子ども向け自然体験プログラムの定期的な開催

学習教材の写真など

② 身近な場所での緑化・花植え活動の推進

主な対象 **ステップ1** **ステップ2**

- ・ 子どもたちが、身近な生活のなかで日頃から緑とふれあい、植物を育てることを推進します。

(事例)

- * 区立保育園等で、夏に緑のカーテンを設置
- * 保育園等で、ミニひまわりを種から育て、苗を園児が自宅に持ち帰り育てる事業(花のあるまちかど事業)を実施(※内容確認中)
- * 学校等で管理している花壇で、課題した花を育ててもらい、審査・表彰する「花いっぱいコンクール」を実施(※内容確認中)

緑のカーテンの様子、ミニひまわり
育てている様子、花いっぱいコン
クールの様子など

施策2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ

「緑を育むひと」の活動を広げていくため、活動のステップアップ、ステップ間や関連事業に関わる人材の交流を活発化する仕組みづくりを進めます。

施策2 目標	「緑を育むひと」の活動が活発化している		
指標	現状値	中間目標値	目標値
※既存活動団体へのヒアリング調査等によって検討予定	〇〇 (R 1)	〇〇 (R 5)	〇〇 (R 9)

2-（1）緑を育む協創事業の展開

① 多様な協創事業の展開

主な対象 **ステップ2** **ステップ3**

- ・ 一般宅地、公園、樹林地、農地など、様々な形態の緑に対して、創出や管理、保全活動などの緑を育む活動を、区民と区の協創で実施します。また、民間事業者や大学等との連携を推進します。

（緑を育む協創事業の例）

- * 【宅地】園芸講座の実施、緑化工事助成、わたしのまちのビューティフルガーデン事業、緑の協定 など
- * 【公園】自主管理制度(清掃・花壇)、花の散歩路事業 など
- * 【大木・樹林地】保存樹木・樹林指定制度(剪定費補助や樹木診断など維持管理の支援)、保存樹フォーラムの開催 など
- * 【農地】足立農すくーる(農業体験型農園)、区民農園、農業ボランティア など

2-（2）「緑を育むひと」の活動を活発化させる仕組みづくり

① 「緑を育むひと」をつなぎ、発展させるコーディネーターの配置

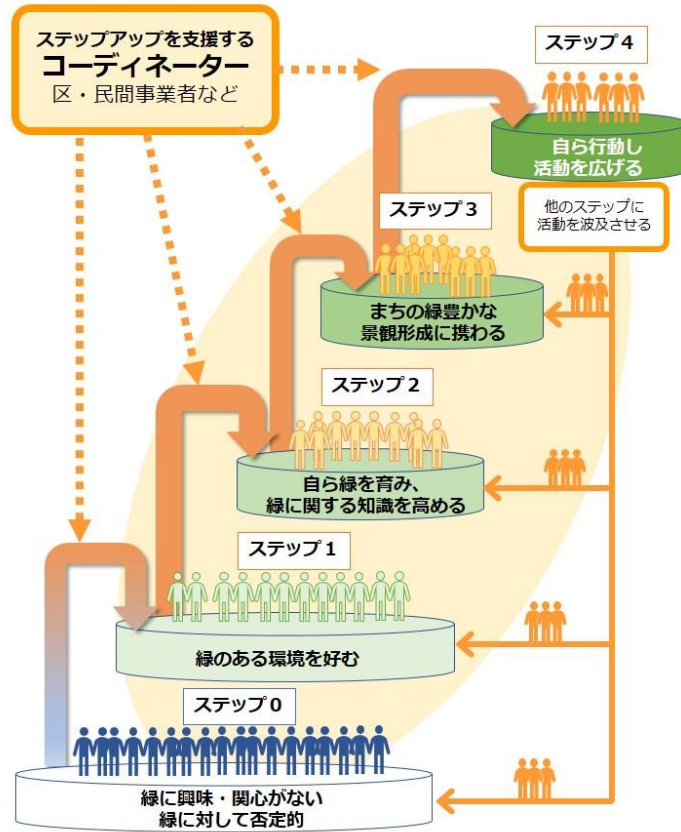
主な対象 **ステップ0** **ステップ1** **ステップ2** **ステップ3** **ステップ4**

- ・ 「緑を育むひと」のステップアップ、およびステップ間の交流などを支援する、コーディネーターを配置します。コーディネーターは区および、専門的知識を持つ民間事業者を想定しています。コーディネーターは、各ステップの人同士、またはステップ間の交流を促進させ、各活動の活性化を図ります。

（想定しているコーディネーターの基本的業務の案）

- * 活動をステップアップしやすいように、様々な活動を随時情報提供する。
- * 同様の活動をする人同士の交流の場を設ける。
- * 異なるステップで活動する人同士の交流の場、各活動をアピールする場を設ける。
- * 各活動が、できるだけ多くの人に認知され、新たな参加者が増えるよう支援する。
- * 環境マイスターや農業ボランティア、花のあるまちかど事業協力者(団体)など、区の担当課をまたいで関連事業との連携を推進

- ・ コーディネーターは、各ステップで活動するやる気のある区民を掘り起こし、更にやってみたい活動等がやりやすいように、区の実施する事業や制度などの見直しも含めて、支援します。



② 「自ら行動し活動を広げるひと」の支援

主な対象 **ステップ4**

- ・ 区の緑化施策に協力する方を委嘱する「緑の協力員」制度（昭和54年～）を、緑の普及啓発事業をリードする人材として育成するため、再構築します。

（再構築案）

- * 3年間の養成プログラムを組む（養成プログラム案：1年目「基礎編」、2年目「実践編」、3年目「提案編」など）
- * 養成プログラムの運営には、住民が主体となる緑の活動等に専門的知識を持つ民間企業等との連携を検討
- * 「緑の協力員」任期終了後も、区の事業や次代の協力員養成に関わるなど、区と繋がり続ける仕組みをつくる

養成プログラム案のイラスト

- ・ 公園や緑地で、区の制度外で自主的に活動している団体の登録制度を創設し、区との連携、活動団体同士の連携を推進します。

- ・ 自主的な活動団体に対して、公共機関等からの助成・支援情報を積極的に提供します。

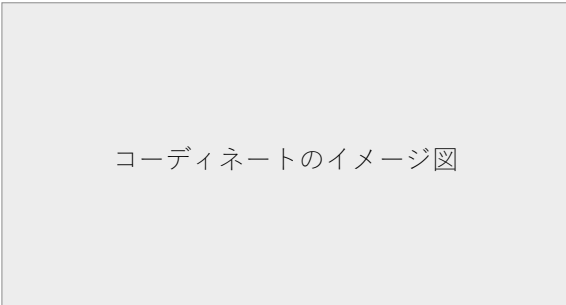
(助成例)

- * 公益信託あだちまちづくりトラスト(まちづくり活動支援事業)

- *

- *

- ・ 「自ら行動し活動を広げるひと」が、他のステップのひとに影響を及ぼす、いわば区民コーディネーターとなるよう、支援します。



コーディネートのイメージ図

2 [計画目標2] 魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

<施策群Ⅰ 骨格となる緑>

施策Ⅰ-1 骨格となる水と緑の見える化

区民が日々の暮らしの中で「緑の効果」を実感できるまちをつくっていくため、多様な機能を有する水と緑の資源やビューポイントを顕在化し、区民、事業者と協力して緑の保全、管理、緑化を進めます。

また、水と緑の資源やビューポイントをつなぐネットワークとなる街路樹の育成や、河川、親水緑道保全・活用を通じて、四季の変化や心地よい木陰など緑の魅力にふれあえる場所を広げていきます。

目標	区の主要な水と緑の資源のおかげで、 安全・安心で快適に過ごしている実感がある		
指標	現状値	中間目標値	目標値
水と緑のビューポイント (仮)における評価	〇〇 (R1)	〇〇 (R5~6)	〇〇 (R9~10)

I-1-(1)【全域】主要な水と緑の資源の見える化

① 多様な機能を持つ水と緑の資源の顕在化

- 規模の大きな公園、緑地、民有樹林地、水辺空間等を、区の〇〇を支える貴重な水と緑の資源として位置付けます。また、水と緑の資源が持つ、多様な機能を区民にわかりやすく伝えていきます。

【防災】

- 延焼防止効果、保水効果による都市型水害の防止、災害時の避難場所、テキストテキスト

【環境保全】

- 水辺や樹林地は様々な生物が生息し〇〇。生物多様性が_____。

【景観形成】

- 景観計画の視点でも連携した緑資源の発掘を含め、既存の景観重要公共施設に指定されている河川、都市公園、道路と同様に、地域と協力して緑豊かな景観形成を図ります。

【スポーツ・レクリエーション】

- テキストテキストテキスト

骨格となる公園、
民有緑地（特別緑地保全地区、規模の大きな樹林地、農地の多い地域）
主要な河川等の配置図
防災機能、環境保全機能、景観形成の要素をプロットした図
都市マスP70の図参考に

② 区民が誇れる水と緑のビューポイント（仮）の設定

- ・ 区民が誇れる、生活に身近な各地域の緑豊かな場所や花の名所、水辺、多くの人が訪れる駅前などを水と緑のビューポイント（仮）と定めます。各水と緑のビューポイント（仮）を評価する専用のカルテを作成し、区民の目線で評価することによって、魅力や印象の向上を図ります。

水と緑のビューポイント（仮）の候補地

I-1-(2)【道路】快適な歩行空間を形成する街路樹の育成

① 実態把握と街路樹のあり方の方針づくり

- ・ 区内の街路樹の実態を把握し、主要な路線について道路の構造や地域の特性などを踏まえ、通行の安全確保、緑陰の形成など優先すべき視点を明らかにした上で、維持管理方針を定めて、街路樹の育成を進めます。また、新規道路整備・改修時の樹種選定、植栽方法などの方針を定め、道路空間に応じた街路樹育成、緑のネットワーク形成を進めます。

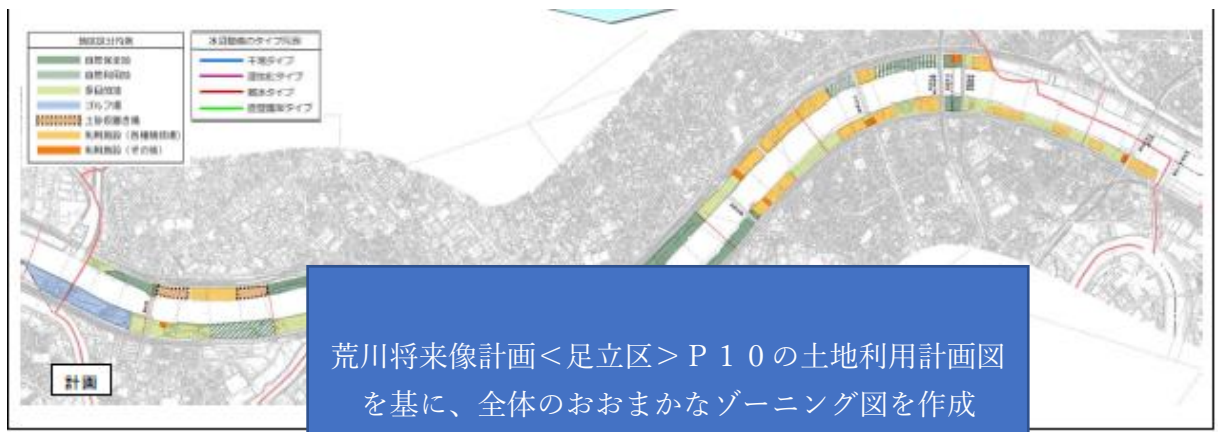
主要な街路樹路線の位置図、写真

I-1-(3)【水辺】貴重な水辺空間の保全と活用

① 河川の保全・整備・活用

荒川（荒川河川敷・荒川土手）

- 『荒川将来像計画2010※〇〇』に基づき、住民のオアシスとなる川として、自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、また、災害時の避難場所として、心身の健康を養い、心のやすらぎを得る川として、これからも区民に親しまれていく川としていきます。
- 荒川土手は、「ふるさと桜オーナー制度※〇〇」を活用し区民からの寄付によって植えられた桜並木「あだち五色桜の散歩みち※〇〇」（約4.4km・458本）や、「桜つつみ」を、地域団体と協力しながら足立区を代表する桜の名所として管理していきます。（今後の整備予定は？）
- ゴルフ場跡地を整備した新田わくわく♡水辺広場や、荒川ビジターセンターを活用し、荒川の自然の体験学習を推進します。
（体験学習事例）
 - * 新田わくわく♡水辺広場において、虫取りや魚釣りなどが体験できるイベント「あだち自然体験デー」（毎年8～9月頃）の開催
 - * 荒川ビジターセンターを拠点として、川あるきや土手すべりなどの体験プログラム、「荒川の昔を伝える会」と協力した写真展などの開催
- 広域避難場所として、市街地からの避難ルートや緊急物資輸送に対応する船着場の確保など防災機能の強化に努めます。また、沿川市街地の整備にあわせたスーパー堤防※〇〇など、治水の安全性確保にも配慮します。
- 老朽化した階段の補修等によりアクセスの改善（今後も予定箇所あり？）や、堤防の緩傾斜化により、緑化



荒川将来像計画<足立区>P10の土地利用計画図を基に、全体のおおまかなゾーニング図を作成
現行計画P33くらいの精度
(※西側都民ゴルフ場は台風19号の影響で今後の活用が未定なため、書き方注意)

隅田川沿川、旧綾瀬川沿川

- ・ 隅田川は『東京都景観条例』により景観基本軸として位置づけられています。沿川市街地の緑化をはじめ、沿川の開発にあわせて整備される緩傾斜型・スーパー堤防の整備、散策路のネットワークづくりなどを旧綾瀬川と含めて、関係機関と検討していきます。

綾瀬川・伝右川沿川

- ・ 綾瀬川および伝右川の沿川施設である桑袋ビオトープ公園を、川沿いの豊かな自然地としての立地を活かした今後の施設活用を検討します。
- ・ 花畑北部土地区画整理事業エリアでは、区画整理事業に合わせて綾瀬川沿川の緑道整備を実施しました。六町土地区画整理事業エリアでは、区画整理事業における堤防の整備に合わせて、緩傾斜型・スーパー堤防の整備および緑道整備を関係機関と検討します。

中川沿川


- ・ 中川は、河川水面と堤防による開放感の高いオープンスペースを維持・保全するとともに、佐野六木土地区画整理エリアなどの沿川の緑化を維持しながら、河川沿いの散策路ネットワークの整備などを関係機関と検討します。

芝川・新芝川沿川

- ・ 芝川・新芝川は、荒川から連続する堤防道路を利用した散策路のネットワークが形成されており、河川周辺の公園の活用などを検討します。

毛長川沿川

- ・ 毛長川沿川は、毛長公園隣接地に整備予定の親水拠点を始めとした、より水と緑を実感できる川辺としての整備・活用を推進します。



親水拠点のイメージ図

垢川沿川

- ・ 垢川は、川沿いに区内有数の良好な樹林地が形成されており、神明・六木遊歩道や河川周辺の公園を活用した緑豊かな散策路のネットワークが形成され、特別景観形成地区にも指定されています。今後も、「神明・六木遊歩道樹木保全管理方針」(H27)に沿って管理し、地域との協創により樹林景観の保全に取り組

みます。

(地域との協創事業の例)


- * 建物建替えの際には、景観に配慮した〇〇
- * 落葉期には沿川住民の方に、集めた落ち葉の収集を実施



圀川の写真

花畑川沿川

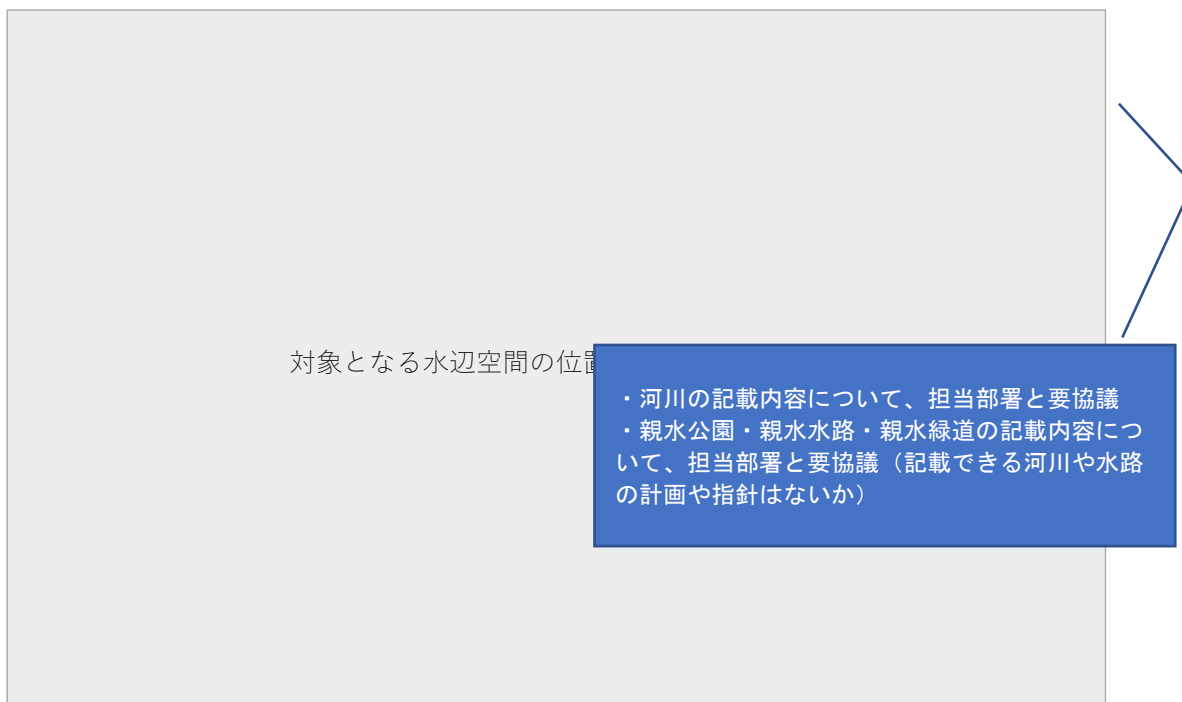
- ・ 花畑川は準用河川※〇〇 であり、区が独自に整備できる河川として位置づけられています。現在、桜並木のある親水散策路を含めた環境整備工事を令和2年度から概ね10年間の工期で予定しており、地域の意向を確認しながら事業を進めます。



整備パース図など

② 親水公園、親水緑道の維持・活用

- ・ 主要な親水公園（見沼代親水公園、葛西用水親水水路）を資源として活かし地域の活性化につなげていくため、景観特性を活かした管理を検討します。



I-2 区民が誇れる「歩きたくなる」まちづくりの推進

区内の緑道や水辺などの資源を活かしながら、まちの誇れる花々や緑、水辺をより多くの区民が体感でき、レクリエーションや健康増進につながる「花と緑と水のさんぽ道（仮）」（以下「さんぽ道（仮）」という。）を、**区全域を対象として設定し、ルートの活用を推進します。**また、**エリアデザインや地区計画で新たに施設の整備・改修等が計画されている地域においては、公園や緑地等の施設単独ではなく地域全体での魅力向上を検討し、「歩きたくなる」まちづくりを進めます。**

目標	区民が誇れる「歩きたくなる」まちとなっている		
指標	現状値	中間目標値	目標値
	(H30)	(R 5～6)	(R 9～10)

I-2-(1) 花と緑と水の「さんぽ道」(仮)の普及

① 区全域を対象とした「さんぽ道」(仮)の設定とPR

- ・ サクラやチューリップなどの主要な花の名所、街路樹路線、遊歩道、親水緑道、緑道などを結び、「緑陰豊かで涼しい道」、「十月桜の道」などのテーマを持ったさんぽ道（仮）を設定し、さんぽ道（仮）及びコース周辺の公園や地域資源の情報発信を進めます。
- ・ 安全で快適なさんぽ道（仮）を形成するため、コース上の公園等において、植栽、休憩施設、案内誘導設備の充実と適切な維持管理を進めます。
- ・ 観光事業やスポーツ振興事業等と連携し、周遊イベント、ウォーキングイベント等の開催を検討します。

② 花と緑が豊かな沿道のまちなみづくり

- ・ さんぽ道（仮）において、近隣の区民や事業所と連携して花や緑を育てる活動を推進します。

さんぽ道のイメージを表す
既存の取組の写真
(例：花の散歩路)

さんぽ道のイメージを表す
既存の取組の写真
(例：青井のバラの取組)

I-2-(2) まちづくりと連携した水と緑の拠点づくり

① エリアデザイン等と連携した公園、緑地の整備

- ・ 足立区では、7つのエリアでまちの特徴・魅力や求めるべき将来像などをエリアデザインとしてまとめ上げ、区内外に広く発信することで、足立区のイメージアップや、地域の活性化を図る新しいまちづくりの取組みを行っています。「エリアデザイン」を展開するエリアや地区計画を定める範囲において、緑を活かした魅力ある「歩きたくなる」まちづくりとして、公園、緑地、緑道、河川の整備を地域住民、民間活力と連携して進めます。

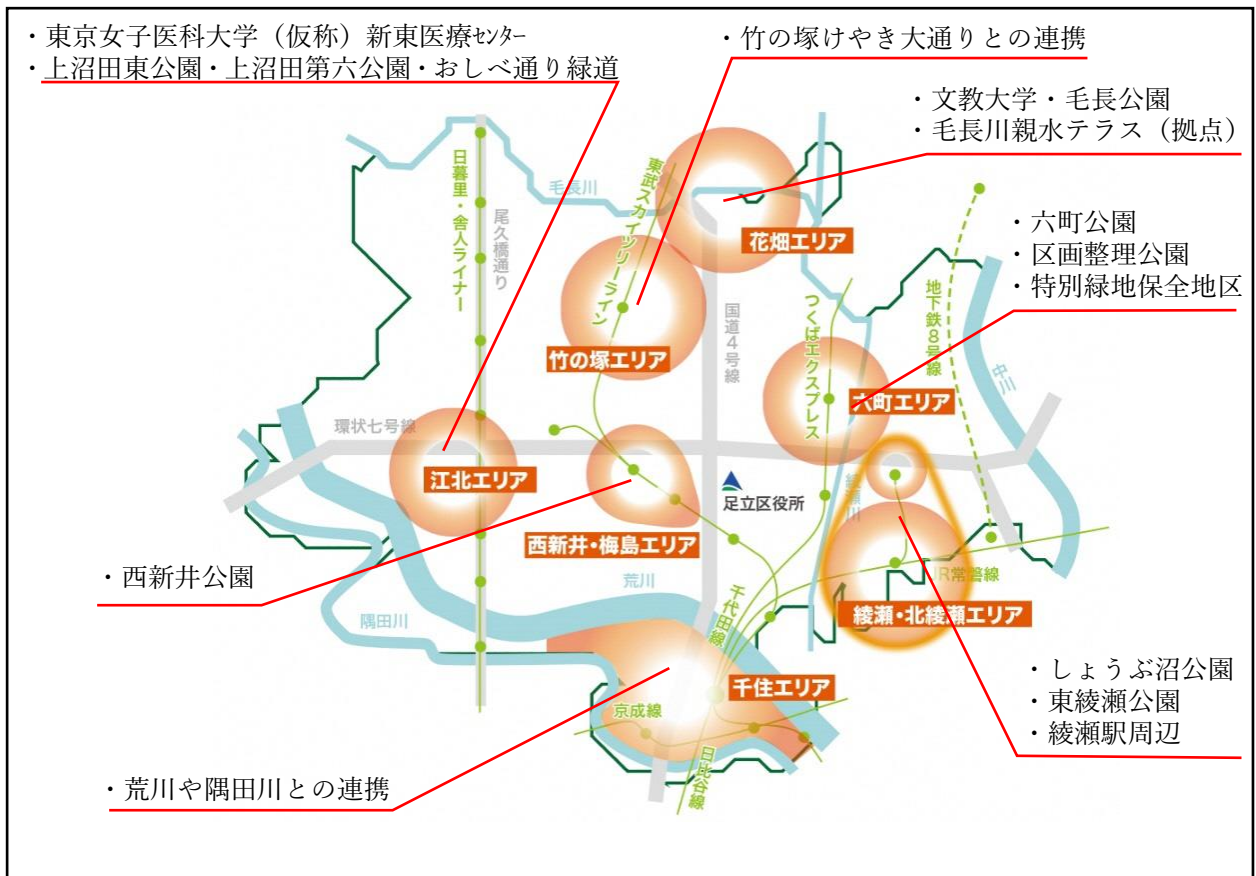


図 7つのエリアと代表的な取組み例

＜施策群Ⅱ 身近な緑＞

施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実

身近な生活空間に緑を増やしていくため、建物の新築・増改築時や開発事業などの際にまちの魅力となる緑化を誘導していくとともに、まちかどにたくさんの小さな緑を増やす区民や事業者の活動を支援します。

施策Ⅱ-1 目標	区の主要な水と緑の資源のおかげで、 安全・安心で快適に過ごしている実感がある			
	指標	現状値	中間目標値	目標値
水と緑のビューポイント (仮)における評価	〇〇 (R1)	〇〇 (R5~6)	〇〇 (R9~10)	

Ⅱ-1-(1) 建築行為に伴う、緑地の確保と魅力向上

① 建築行為に伴う確実な緑化の推進

- ・ 建物の新築・増改築時の緑化計画の実施と完成後の維持管理をより確実なものとするため、完了届の提出状況等の動向を踏まえつつ、建築主への普及啓発、条例の改正、法に基づく制度（緑化地域制度、地区計画等緑化率条例制度）の活用などを検討します。

② 魅力的な緑地創出の誘導

- ・ 民間企業のPRや区の魅力の発信にもつながるよう、緑化計画の完了物件から優良事例を表彰・公表する仕組みづくりを検討します。その際には、建築審査、宅地開発、景観、地域コミュニティ等の各担当部署との連携を図ります。
- ・ 開発事業に際して、より魅力的なまちの緑化、公園の整備を誘導していくため、都市緑地法に基づく緑地協定制（54条協定）の活用、提供公園の整備に関する手引き作成などを検討します。
- ・ 地区計画を通じたまちづくりの中で、公園、緑地の適正な配置と整備を推進します。

緑化や景観に配慮したゆとりある宅地分割、菜園付きアパート・コミュニティリビング（ワカミヤハイツ）、緑の自主管理運営などの写真

公園の配置の方に記載するか要検討

既に策定された地区計画の見直しなのか、適正な配置と整備を推進するのか？それとも新たに策定する地区計画を通じて適正な配置と整備を推進するのか？（近藤係長）

II-1-(2) 小さな緑化の推進

① 個人敷地内での緑地創出への支援

- ・ 身近な生活空間の中で、視界に入る緑を増やしていくため、緑化助成制度や「界わい緑化推進プログラム」（東京都公園協会）などを活用し、接道部の緑化を促進します。

② 魅力的な鉢植えづくり・庭づくりの推進

- ・ 区の沿道を彩る、素敵な鉢植えやプランター等の作り方を、より多くの方に体験してもらうため、園芸講座等へ新規参加者が増えるよう、講座内容や開催方法等を見直します。
- ・ 素敵な庭づくりに取り組む「ビューティフル・ガーデン」を認定し、認定事例の紹介や認定を受けた方々の交流会開催などを通じて、素敵な庭づくりの取組を広げていきます。

ビューティフル・ガーデン
をイメージできる写真

II-1-(3) 適切な維持管理の支援

① 緑地の保全・維持管理への支援

- ・ 地域に住む人々が協力してまちなかの緑を保全・維持管理する活動を促進するため、都市緑地法に基づく緑地協定制（45条協定）の活用や緑の保護育成条例に基づく緑の協定制の見直しを検討します。

② 空き地の適正な管理・活用の支援緑地としての活用

- ・ 空き地が荒廃しまちの景観を乱さないように、土地所有者に対し、定期的な草刈り等による適正な管理を支援します。
- ・ 地域からの要望に応じて、空き地を地域住民が緑地や広場として有効に活用する仕組みづくり（市民緑地認定制度等の活用）を検討します。

みどり推進課で実施する内容として記載しておくべきか否か
△書く→何か事業をぶら下げる必要がある？
△書かない→仮にそういう動きが出てきた時の後ろ盾が無い？

Ⅱ-2 樹林地・農地の保全と活用

まちの歴史とともに受け継がれてきた大きな樹木・樹林や農地を次世代に引き継いでいくため、多様な主体が関わり、樹木・樹林や農地を守り育て、活用する取組を進めます。

施策Ⅱ-2 目標	樹林地および農地を、区民の貴重な財産として できる限り減らさない		
	指標	現状値	中間目標値
保存樹木・保存樹林指定数	〇〇本、〇〇m ² (R1)	〇〇本、〇〇m ² (R5)	〇〇本、〇〇m ² (R9)
<u>生産緑地面積</u>	31.32ha (H30)	〇〇ha (R5)	〇〇ha (R9)

Ⅱ-2-(1) 大木・樹林を地域で守り育てる仕組みづくりの推進

① 大木・樹林の保全

- ・ 足立区緑の保護育成条例に基づく保存樹木・樹林の指定を推進します。
- ・ 樹木・樹林所有者の負担軽減を図るため、既存の制度の見直しや都市緑地法に基づく制度（特別緑地保全地区、市民緑地契約制度等）の活用を検討します。
(・六町いこいの森特別緑地保全地区、西新井栄町特別緑地保全地区の保全の方針について記述)
(・景観重要樹木指定について)

② 大木・樹林を地域で育てる機運の醸成

- ・ 保存樹木・樹林等への近隣住民の理解を醸成していくため、大木や樹林が持つ効果や日々の管理などを近隣住民が知る・親しむ機会を創出します。

六町いこいの森特別緑地保全地区の写
真

西新井栄町特別緑地保全地区の写真

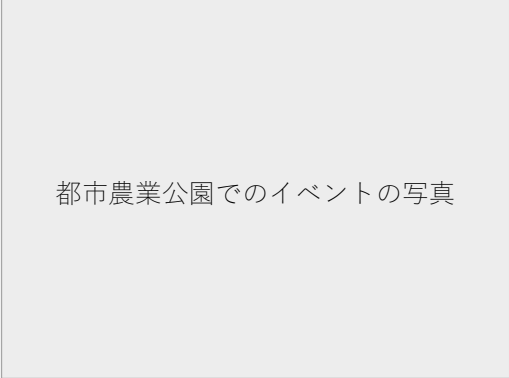
Ⅱ-2-(2) 農地の保全・活用の推進

① 農地の保全

- ・ 地域の特性や所有者の意向を踏まえつつ、特定生産緑地の指定推進、農の風景育成地区制度（東京都）の活用、**地区計画の地区施設（公園）に位置付けられている生産緑地の公園化**、生産緑地の都市計画公園指定等、様々な法制度の活用を検討し、農地を保全するとともに、農地、屋敷林のある風景を一体のものとして守り継いでいきます。

② 農地の活用と担い手支援

- ・ 都市農地、都市農業への関心を高めていくため、都市農業公園でのイベント、区民農園、足立農すくーる（体験農園）、農業ボランティア、区内小学校の農業体験など、農業体験の機会を多様に創出します。また、都市農地貸借円滑法を用いた生産緑地の活用を支援します。
- ・ 農業の担い手支援として、~~農地を活かした不動産経営や、地域や企業との連携~~など、他自治体の事例などを参考とながら、可能性を農業者とともに検討します。



都市農業公園でのイベントの写真



足立農すくーる（体験農園）の写真

II-3 公園の魅力向上と持続可能な公園管理

公園が不足する地域における配置を進めるとともに、目的に合わせて選べる公園づくり、安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修を推進し、地域の公園の魅力を高めます。また、限られた財源を有効に活用し、既存施設の計画的な再生・改修、施設の維持管理を進めます。

II-3-（1）目的に合わせて選べる公園の適切な配置

① 公園の体系整理と適正配置

- ・ 既存の足立区の公園体系（公園、児童遊園、プチテラス）と、パークイノベーションが進める利用圏域を考慮した公園配置の考え方を踏まえ、今後の公園整備の指針となる公園体系を整理します。
- ・ 事業化が決定している公園について、周辺住民や利用者の意向把握、近隣の公園との機能分担を考慮しながら、整備を進めます。
- ・ 密集市街地の防災性向上と住環境の整備・改善のため、密集市街地整備事業に合わせて公園・オープンスペースの確保を進めます。

② 目的に合わせて選べる公園づくり

- ・ 大きさの異なる3つのエリア（おでかけエリア、お散歩エリア、ご近所エリア）に合わせ、遊具などの公園施設の適正配置を進めます。
- ・ 公園ごとに役割、機能、特色あるテーマを設定して公園の改修を進めるとともに、利用者の意見を収集し、今後の改修に反映していきます。

3つのエリア（おでかけエリア、お散歩エリア、ご近所エリア）の説明図

（案）

到達目標	進行管理指標		
	指標	現状値	目標値
（計画期間最終年度に達成を目指す状態（定性的な目標）の記述）	（実施状況、進捗を定量的に示す指標）		

II-3-(2) 計画的で効率的な公園改修

① 安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修

- ・ 誰もが安全に安心して快適に公園を利用できるよう、安全に配慮した遊具の改修、防犯対策、ユニバーサルデザインに基づく施設改修、防災設備の設置を進めます。

② 既存の施設の計画的な再生・延命化

- ・ 公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の更新、補修、再生（再塗装や一部改修）を進めます。

(案)

到達目標	進行管理指標		
	指標	現状値	目標値
(計画期間最終年度に達成を目指す状態(定性的な目標)の記述)	(実施状況、進捗を定量的に示す指標)		

安全に配慮した遊具の改修例の写真



みどり推進課・パークイノベーション担当課と調整済

ベルモント公園の施設改修例。(障がい者用の駐車スペースと点字ブロックの敷設の実施)

II-3-(3) 公園を快適に利用するための維持管理の推進

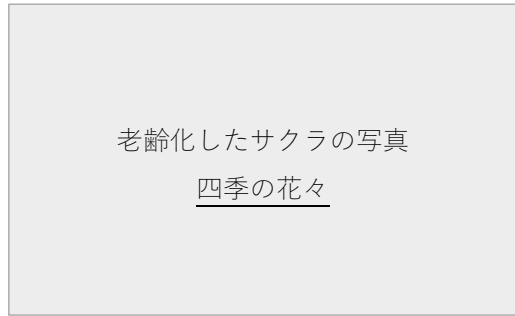
① 安全・安心な維持管理

- ・ 遊具や施設の定期点検、樹木や施設の適切な管理を通じた見通し確保、夜間防犯パトロールの実施などにより、安全・安心な利用環境を維持します。

夜間防犯パトロールなどの取組の写真

② 樹木の適切な維持管理

- 公園樹木維持管理指針に基づき、安全面や隣地への越境、花木の開花時期に配慮した剪定など、樹木の適切な維持管理を進めます。
- 区内の公園に多く植栽されているサクラの老齢化に対応していくため、主に里帰り桜、河川敷のサクラ等について、更新・維持管理の方針を定め、管理を進めます。
- 四季を通じて花を楽しめる植栽の更新・維持管理を進めます。
- 公園の維持管理により発生する落葉や剪定枝のリサイクル、活用を検討します。



リサイクルの現状（堆肥づくりは可能か）について要確認

③ 多様な主体による維持管理

- 民間事業者による公園管理（特色のある公園の指定管理・包括管理、一般公園の日常維持管理、駐車場管理等）、地域の町会等による自主管理協定制度など、区・区民・事業者との協創による維持管理を推進します。

(案)

到達目標	進行管理指標		
	指標	現状値	目標値
(計画期間最終年度に達成を目指す状態（定性的な目標）の記述)	(実施状況、進捗を定量的に示す指標)		

II-3-(4) 公園利用のきっかけづくりの推進

① 公園利用につながる環境整備

- 公園利用の促進を図るため、公園の規模や地域の特性に応じて、駐輪場・駐車場の整備、ボール遊びのルールづくり、カフェなどの飲食店の誘致などを進めます。

② 多様な主体による公園活用の展開

- プレーパーク、パークエンジェルの会の活動など活動団体による活用や、スポーツ団体や企業などと連携した公園の活用などを進め、協創により公園利用の幅を広げていきます。



PI計画に記載されていたが、現在停滞中。
記載内容について担当部署と要協議。

③ 区民ニーズに合わせた情報発信

- ・ 公園を利用するきっかけを広げていくため、地域ごとの特色ある公園の紹介や、「ボール遊び」「季節の花の鑑賞」など利用目的に応じた公園を紹介する目的別マップの充実を図ります。
- ・ より多くの方々に公園の情報を届けるとともに、利用者の声を把握し、公園の管理・運営に反映していくため、高齢者層・子育て世代などそれぞれの利用者層が使いやすい媒体を用いた情報発信、SNSやスマホアプリなどを活用した双方向型の情報発信を検討します。

(案)

到達目標	進行管理指標		
	指標	現状値	目標値
(計画期間最終年度に達成を目指す状態(定性的な目標)の記述)	(実施状況、進捗を定量的に示す指標)		

II-4 公共施設の効果的な緑化と保全

庁舎、学校、公共住宅などの公共施設の新設、改修に合わせて緑化を進めるとともに、既存施設の緑を可能な限り保全していきます。

II-4-(1) 施設の特徴に合わせた効果的な緑化の推進

① 新設・改修時の効果的な緑化の推進

- 公共施設等整備基準、公共の緑化基準に準じ、施設の新設・改修時に緑化を進めます。

保全対象となるような
公共施設の大木の写真

II-4-(2) 貴重な大木の保全

① 大木の保全

- 樹木被覆地率が低い足立区において、公共施設は大きな樹木を育てることが可能な空間の一つです。このため、庁舎、学校、公共住宅などの公共施設の建て替えに際して可能な限り大木を保全します。

(案)

到達目標	進行管理指標		
	指標	現状値	目標値
(計画期間最終年度に達成を目指す状態(定性的な目標)の記述)	(実施状況、進捗を定量的に示す指標)		

○骨格・拠点となる水と緑、それらを繋ぐネットワークを整理し、配置方針図としてとり
まとめ

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

（1）「（仮称）足立区緑の基本計画推進会議」の設置

本計画に基づく施策を区民、事業者との協創により効果的かつ効率的に実行していくためには、進行管理の過程で区民、事業者と施策の進捗状況を共有し、意見を反映しながら改善を継続していくことが求められます。また、庁内の関連部署が連携して、施策を推進していくことが必要です。

そのための推進組織として、緑に関わる活動の担い手となる様々な主体、専門家、区の関係部署等により構成する「（仮称）足立区緑の基本計画推進会議」を設置し、計画推進に際しての区民意見の反映、関係部署の横断的連携・調整を進めます。

（2）国・東京都との連携

国や東京都が示す方針、計画などは区の計画にも影響を及ぼします、また、足立区には国や都が管理する荒川、公園、道路があり、これらは、水と緑の骨格として重要な役割を担っています。

このため、国や都の、河川や公園、道路に関わる方針や計画、施策と連携して、本計画を推進します。

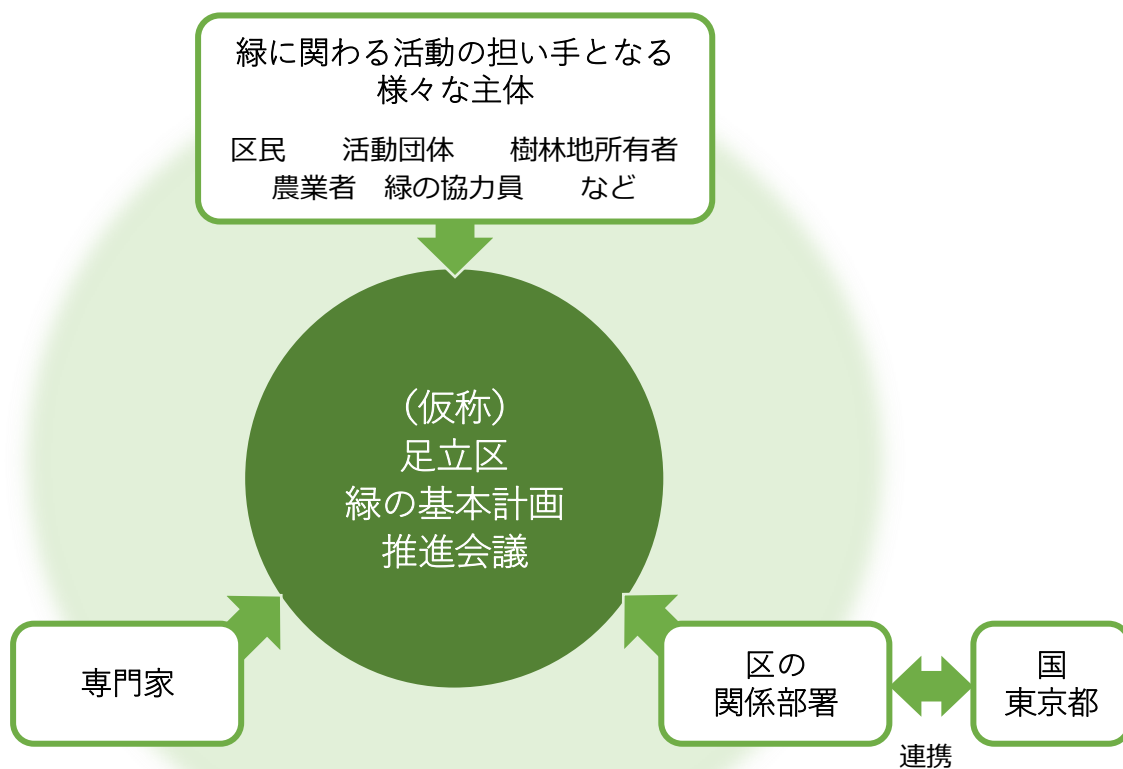


図 推進体制

2 進行管理

本計画に基づく施策をより実効性のあるものとし、推進していくため、計画期間をととしたPDCAと年度ごとのPDCAの2つのサイクルによって進行管理を進めます。

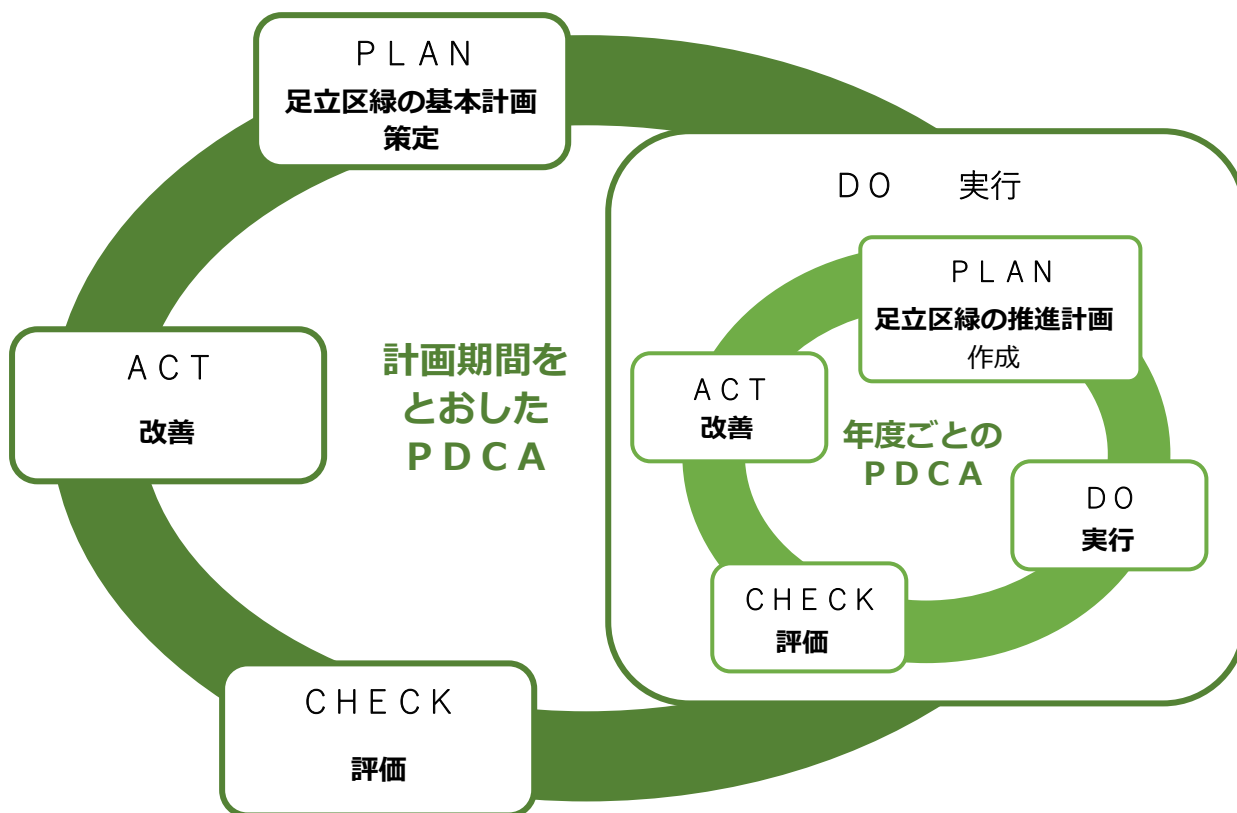


図 進行管理

(1) 計画期間をととしたPDCA

- Plan (計画)
第三次足立区緑の基本計画の策定
- Do (実行)
本計画に定めた施策を区民、事業者等と連携しながら推進します。
- Check (評価)
計画期間の中間時及び最終年度に、計画目標、施策目標の達成状況、各施策の実施状況を「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」に報告し、進捗状況进行评估します。
- Act (改善)
評価結果を踏まえ、計画の見直しを行います。

(2) 年度ごとのPDCA

○ Plan (計画)

本計画に基づき、区は、各年度の実施内容、進行管理指標の当該年度における目標値を定めた「足立区緑の推進計画」を作成します。

○ Do (実行)

「足立区緑の推進計画」に定めた取組を、区民、事業者等と連携しながら推進します。

○ Check (評価)

「足立区緑の推進計画」に定めた取組の進捗状況、進行管理指標の当該年度の達成状況を「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」に報告し、当該年度の進捗状況を評価します。

○ Act (改善)

評価結果を踏まえ、必要に応じて取組の見直し、改善を図り、翌年度の「足立区緑の推進計画」に反映します。

資料編

資料1 足立区緑の保護育成条例

資料2 計画策定の経過

- (1) 足立区緑の基本計画改定審議会委員名簿
- (2) 足立区緑の基本計画改定審議会審議経過

資料3 用語解説